

渋川市公共施設等総合管理計画

～第1期実施計画～

令和2年3月

群馬県 渋川市

目 次

I	第1期実施計画の概要	1
1	目的	1
2	背景と課題	1
3	位置づけ	1
4	対象施設	2
(1)	保有状況	2
(2)	対象範囲	3
5	計画期間	3
(1)	総合管理計画及び実施計画	3
(2)	基準日	4
(3)	実施計画策定前の取組	4
II	第1期実施計画における取組	5
1	縮減延床面積の目標	5
2	全体の取組	5
3	施設類型別の取組	6
(1)	市民文化系施設	6
ア	集会施設	6
イ	文化施設	10
(2)	社会教育系施設	12
ア	図書館	12
イ	博物館等	13
(3)	スポーツ・レクリエーション系施設	16
ア	スポーツ施設	16
イ	レクリエーション施設・観光施設	18
ウ	保養施設	20
(4)	産業系施設	23
ア	産業系施設	23
(5)	学校教育系施設	25
ア	学校	25
イ	その他教育施設	27
(6)	子育て支援施設	29
ア	幼稚園・保育所	29
イ	幼児・児童施設	30
(7)	保健・福祉施設	32
ア	高齢福祉施設	32
イ	障害福祉施設	34
ウ	その他社会福祉施設	35

(8) 医療施設.....	37
ア 医療施設.....	37
(9) 行政系施設.....	39
ア 庁舎等.....	39
イ 消防施設.....	40
ウ その他行政系施設.....	42
(10) 公営住宅.....	45
ア 公営住宅.....	45
(11) 公園.....	47
ア 公園.....	47
(12) その他.....	50
ア その他.....	50
4 インフラ施設の施設類型別の取組.....	55
(1) 道路.....	55
(2) 上水道施設.....	57
(3) 下水道施設.....	59
(4) 農道.....	61
(5) 林道.....	62
Ⅲ 進行管理.....	63
1 推進体制.....	63
2 PDCAサイクルの確立.....	63
〈参考資料〉人口・財政の状況.....	64
1 人口の状況.....	64
2 財政推計.....	66

I 第1期実施計画の概要

1 目的

本市では、公共施設の適正配置や有効活用等の総合的な管理を推進し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、行政サービスの水準を確保していくため、2014（平成26）年度に「渋川市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）」を策定しました。

総合管理計画では、公共施設とインフラ施設の管理状況等の現況と課題を把握・整理して分析を行い、施設全体及び類型別の基本方針を示すとともに、2014（平成26）年度から30年間で総延床面積の15%相当を縮減することを掲げています。

「渋川市公共施設等総合管理計画実施計画（以下「実施計画」という。）」は、総合管理計画で示した縮減目標を確実に実現するため、年度別計画を明らかにし、具体的な取組みを定めるものです。

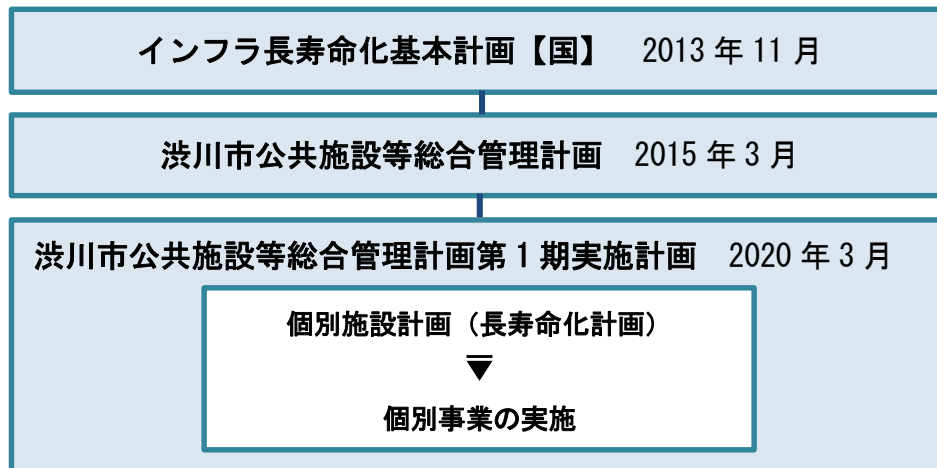
2 背景と課題

本市の公共施設は、昭和50年代を中心に人口増加や市民需要に応じて整備されたものが多く、今後20年から30年の間に多くの公共施設等が更新の時期を迎え、修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

また、人口減少による市税収入の伸び悩み、合併算定替に係る普通交付税の減少等の影響により、財政状況が悪化することが見込まれており、行政サービスの最適化を図り、効果的な施策を実行することで、公共施設等の更新に係る費用を適正な水準に抑える必要があります。

3 位置づけ

実施計画は、総合管理計画に基づき策定するものであり、総合管理計画で対象としている施設について、施設類型別に中長期の具体的な方針を示します。策定に当たっては、本市の個別施設計画（長寿命化計画）などと整合を図ります。



4 対象施設

(1) 保有状況

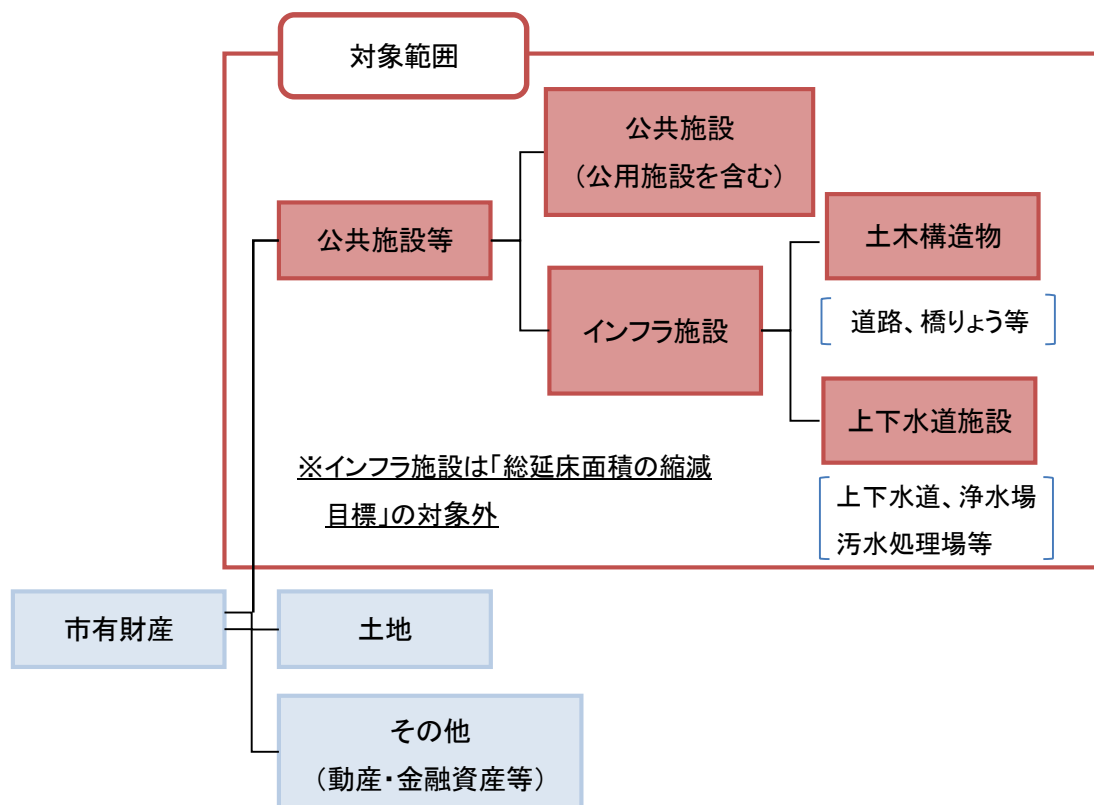
本市の公共施設の施設類型別保有状況は以下のとおりです。

〈2017（平成29）年度末〉

大分類	中分類	施設数	延床面積 (㎡)	主な施設
市民文化系施設	集会施設	44	22,707.13	公民館、住民センター、会館等
	文化施設	1	6,746.13	市民会館
社会教育系施設	図書館	2	2,710.00	図書館
	博物館等	9	4,530.61	資料館、文学館等
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	24	22,749.17	体育館、プール、管理棟等
	レクリエーション施設・観光施設	9	5,239.85	バンガロー、管理棟、四阿、ロープウェイ駅等
	保養施設	10	15,360.76	温泉施設、温泉スタンド等
産業系施設	産業系施設	13	3,367.98	直売所、体験施設、物産館等
学校教育系施設	学校	23	138,260.76	校舎、屋内運動場、物置等
	その他教育施設	4	5,893.58	学校給食共同調理場、教育研究所
子育て支援施設	幼稚園・保育所	9	10,361.18	幼稚園、保育所
	幼児・児童施設	12	11,891.96	子育て支援総合センター、学童保育所
保健・福祉施設	高齢福祉施設	6	6,293.60	福祉センター等
	障害福祉施設	1	239.66	地域活動支援センター
	その他社会福祉施設	2	3,139.95	社会福祉センター、福祉会館
医療施設	医療施設	2	6,906.92	医療支援センター、診療所
行政系施設	庁舎等	7	30,136.50	本庁舎、第二庁舎、行政センター
	消防施設	32	2,803.00	消防団詰所、竜吐泉
	その他行政系施設	14	3,133.56	事務所、倉庫、ボイラー室等
公営住宅	公営住宅	15	32,485.48	住宅棟、倉庫等
公園	公園	49	1,509.28	四阿、便所等
その他	その他	56	23,583.43	供給処理施設、公衆トイレ、駐車場等
合 計		344	360,050.49	

(2) 対象範囲

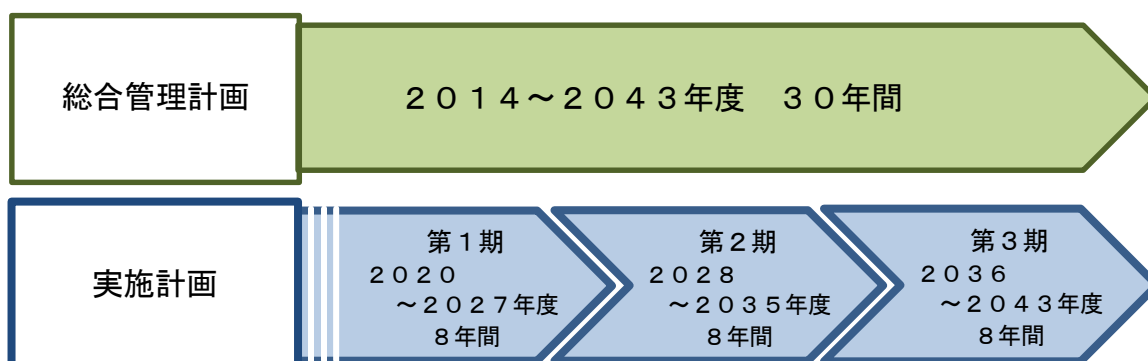
総合管理計画において対象とする公共施設等とは、公共施設（公用施設を含む。以下同じ。）並びにその他の本市が所有する建築物及びその他の工作物です。具体的には、いわゆるハコモノのほか、道路・橋りょう等の土木構造物、上下水道施設（上下水道、浄水場、汚水処理場）等のインフラ施設です。



5 計画期間

(1) 総合管理計画及び実施計画

実施計画は、総合管理計画の計画期間30年間のうち、人口や財政状況、社会情勢などを考慮し、適宜、見直しながら進めていく必要があるため、2020（令和2）年度以降を8年間ごとの3期に分けて策定いたします。第1期は2020（令和2）年度から2027（令和9）年度までの8年間を計画期間とし、具体的な取組みをまとめたものです。



(2) 基準日

財務会計システム（予算編成・予算執行）と連動した固定資産台帳システム整備後の最初の決算年度である、2017（平成 29）年度末を基準日とし、固定資産台帳に登録されている公共施設の施設数、総延床面積の現状値としています。

(3) 実施計画策定前の取組

第 1 期実施計画策定前の 2018（平成 30）年度、2019（令和元）年度の 2 年間においても、施設の縮減に取り組みました。

ア 縮減延床面積及び縮減率

現状値 2017(平成 29)年度末	実施計画策定前 2019(令和元)年度末	実施計画策定前 縮減率
360,050.49 m ²	348,921.19 m ²	3.09%

イ 縮減(増加)施設

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(m ²)	実施年度	取組
旧南雲小学校プール施設 (管理棟・更衣室・倉庫等)	1975(昭和 50)年 8 月	34	未実施	-66.00	2018(H30)	解体
旧伊香保行政センター	1979(昭和 54)年 11 月	50	未実施	-3,084.00	2018(H30)	解体
総合公園陸上競技場 (管理棟・更衣室・倉庫・便所)	2018(平成 30)年 9 月	38	新基準	453.04	2018(H30)	新設
豊秋小学校敷地内 学童保育所	2019(平成 31)年 3 月	38	新基準	88.46	2018(H30)	新設
スカイテルメ渋川	1998(平成 10)年 11 月	47	新基準	-3,272.02	2019(H31)	譲渡
渋川温泉源泉施設	1995(平成 7)年 12 月	25	新基準	-26.03	2019(H31)	譲渡
赤城総合福祉センター (ユートピア赤城)	1997(平成 9)年 7 月	47	新基準	-3,339.69	2019(H31)	譲渡
赤城の湯ふれあいの家	1993(平成 5)年 2 月	22	新基準	-221.58	2019(H31)	譲渡
赤城デイサービスセンター	1997(平成 9)年 7 月	50	新基準	-831.86	2019(H31)	譲渡
溝呂木公園(トイレ)	2019(平成 31)年 4 月	15	新基準	10.35	2019(H31)	新設
赤城南中学校プール施設 (更衣室)	1970(昭和 45)年 8 月	34	未実施	-68.00	2019(R1)	解体
渋川中学校プール施設 (更衣室・機械室)	1974(昭和 49)年 8 月	38	未実施	-45.00	2019(R1)	解体
旧藤ノ木集会所	不明	22	未実施	-82.47	2019(R1)	解体
旧第二保育所	1964(昭和 39)年 4 月	22	未実施	-697.43	2019(R1)	解体
元町ふれあい公園 (四阿・トイレ)	2020(令和 2)年 3 月	31	新基準	29.5	2019(R1)	新設
中之町トイレ	2019(令和元)年 6 月	15	新基準	10.35	2019(R1)	新設
八木原駅前トイレ	1921(大正 10)年	15	未実施	13.08	2019(R1)	取得
合計				-11,129.30		

II 第1期実施計画における取組

1 縮減延床面積の目標

現状値 2017(平成29)年度末	実施計画策定前 2019(令和元)年度末	目標値 2027(令和9)年度末	第1期 縮減率
360,050.49 m ²	348,921.19 m ²	327,542.57 m ²	5.94%

2 全体の取組

(1) 施設保有の最適化

今後の財政状況や人口規模などに見合った適切な施設保有量の実現のため、老朽化した施設などの縮減を検討するとともに、施設の複合化や多機能化を検討し、維持管理・運営コストの削減だけでなく、余剰スペースの有効活用や複数サービスの提供による利便性の向上、多世代交流の創出等の相乗効果を図ります。

(2) 長寿命化の推進

公共施設の維持管理について、これまでの「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点をもって計画的な改修・修繕を行う「予防保全」の考えを取り入れ、維持管理の更なる効率化を図るとともに、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を実施し、公共施設等の長寿命化を推進します。

(3) 維持管理に関する方策

指定管理者制度の導入や民営化、各施設において行っている点検等の維持管理の包括的な管理業務委託の導入を検討するなど、より一層業務の効率化や管理の適正化に努めます。

(4) 施設性能要求への対応

人口構造や社会情勢の変化により、市民ニーズが多様化していることから、施設機能の必要性や今後のあり方について、分析・検討を行います。

また、公共施設等の改修や更新等を行う際には、災害に強い施設、施設の安全性の確保、省エネルギー化及びユニバーサルデザイン化を推進し、管理運営の効率化や利用者の利便性の向上を図ります。

(5) 広域連携の推進

必要なサービス・機能を維持するという自治体共通の課題に対応するため、市域を超え、国・県・近隣市町村との相互連携を図ります。

また、不足する施設を近隣の自治体間で相互利用し、インフラを共同で整備・運営するなど、相互間での負担の軽減や利便性の向上を図ります。

3 施設類型別の取組

(1) 市民文化系施設

ア 集会施設

(ア) 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

※施設類型別の「中分類」を単位とした施設ごとに、現状と課題及び今後の方針と対比するため、平成 26 年度の策定時点における考え方を記述しています（以下「中分類」ごとに同じ）。

【点検・診断等の実施方針】

公民館は、地域の交流の振興や生涯学習の場として今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行います。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

公民館をはじめとする集会施設は、昭和 50 年代に建設されたものが多いため、建て替え等の更新費用が近いうちに発生する可能性があります。その費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。

【耐震化の実施方針】

旧耐震基準で建設され、耐震化工事が実施されていない施設があります。これらの施設について耐震化の必要性を検討し、耐震化を推進します。

【長寿命化の実施方針】

市内の公民館の多くは、昭和 54 年度から平成 4 年度の建設であり、20 年以上が経過しています。このため、長寿命化を目的とした修繕を計画的に実施するために、平成 26 年 3 月に「公民館施設の長寿命化に対応する修繕等の計画について」を策定しました。この計画に基づき、それぞれの公民館の改修工事を進めています。今後も計画の見直しを行いながら、修繕を順次進めていきます。

【統合や廃止の推進方針】

住民センターは、各地区の自治会への譲渡を進めています。

勤労福祉センターは、今後施設の老朽化により維持管理費の増大が見込まれることから、歳出削減の手法を検討します。

また、施設の効果的な運営を図るため、指定管理者制度の導入についても検討します。

(イ) 現状と課題

本市では、公民館等を 12 施設、住民センターを 25 施設、その他集会施設を 7 施設保有しています。

公民館は、市内の各地区に配置しており、生涯学習や身近な地域のコミュニティ形成の核となる施設として地域に密着し、幅広く利用されている施設です。いずれの施設も多様化するニーズに対応しながら、世代間交流の場として重要な役割を果たしています。

一方、一部の公民館は、利用人口に対して施設や駐車場が手狭なため、利用に制限があるなど、利用の増加や用途の拡大に向けての課題があります。

また、過半数を占める7施設が建築から30年以上経過し、老朽化が進んでいるため、サービス充実のための計画的な施設更新の必要性が高まっています。

北橋図書館との複合施設である北橋公民館は、2017（平成29）年度に空調設備の改修工事を実施するなど、計画的な改修により利用者の利便性を高めています。

住民センターは、その多くが合併前に建設された施設であり、集会施設として広く認知され、地域活動の拠点として利用されています。本市が保有している施設ではありますが、現状はそのほとんどを各自治会が管理運営しており、利用者も各地区の住民に限定されています。

2016（平成28）年度には、環境学習多目的施設を新設したほか、老朽化した開拓地区住民センターを廃止し、建物の取り壊しを行いました。

西浦集会所、藤ノ木集会所、南有馬集会所は人権教育集会施設です。いずれの施設も建築から40年以上が経過しており、老朽化による改修等が課題となります。

勤労福祉センターは、労働団体、労働者を主な対象とした市内唯一の施設であり、市の直営で管理運営しています。

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(m ²)
中央公民館	1990(平成2)年7月	38	新基準	2,112.45
渋川公民館	1986(昭和61)年3月	32	新基準	950.72
渋川西部公民館	1985(昭和60)年	24	新基準	776.38
金島公民館 (金島ふれあいセンター)	1993(平成5)年3月	38	新基準	1,784.18
古巻公民館	1988(昭和63)年5月	38	新基準	645.94
豊秋公民館	1980(昭和55)年3月	38	未実施	614.63
伊香保公民館	1986(昭和61)年2月	50	新基準	1,637.53
世代間交流館	2003(平成15)年4月	38	新基準	434.16
小野上公民館 (小野上行政センター内)	2012(平成24)年3月 (改築)	50	新基準	1,035.42
子持公民館	1981(昭和56)年2月	50	実施済	2,396.70
赤城公民館	2014(平成26)年1月	38	新基準	1,813.74
北橋公民館	1985(昭和60)年3月	50	新基準	3,709.75
日の出会館	1978(昭和53)年8月	22	未実施	85.10
そとの会館(旧うわの会館)	1991(平成3)年4月	34	新基準	144.09
香東集会所	1977(昭和52)年4月	22	未実施	114.50
コスモス会館	1985(昭和60)年12月	22	新基準	114.20
湯中子会館	1981(昭和56)年4月	22	未実施	132.70
水沢自治会館	1998(平成10)年12月	22	新基準	81.97

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(m ²)
大日向自治会集会所	1998(平成10)年3月	22	新基準	144.07
振興地区住民センター	1994(平成6)年4月	22	新基準	99.30
下小野子地区住民センター	1982(昭和57)年2月	22	新基準	81.60
昭和地区住民センター	1994(平成6)年4月	22	新基準	85.90
木の間地区住民センター	1993(平成5)年3月	22	新基準	72.30
中部地区住民センター	1984(昭和59)年2月	22	新基準	66.70
東部地区住民センター	1983(昭和58)年2月	22	新基準	70.00
西部地区住民センター	2000(平成12)年3月	22	新基準	72.00
伊久保地区住民センター	1991(平成3)年3月	22	新基準	65.60
程久保地区住民センター	1981(昭和56)年3月	22	未実施	58.00
下中尾地区住民センター	1980(昭和55)年12月	22	未実施	55.20
谷の口地区住民センター	1983(昭和58)年2月	22	新基準	82.80
塩川地区住民センター	1991(平成3)年3月	22	新基準	104.30
八崎多目的研修集会施設	1984(昭和59)年11月	34	新基準	189.70
小室転作促進集落センター	1983(昭和58)年3月	34	新基準	150.70
箱田多目的集会施設	2010(平成22)年3月	34	新基準	205.18
下箱田転作促進集落センター	1985(昭和60)年3月	22	新基準	119.30
真壁東多目的集会施設	1983(昭和58)年1月	34	新基準	268.03
真壁美保多目的集会施設	1983(昭和58)年2月	34	新基準	169.70
前原団地集会所	1980(昭和55)年3月	47	実施済	69.21
入沢団地集会所	1974(昭和49)年3月	22	実施済	160.94
西浦集会所	1977(昭和52)年4月	22	未実施	184.25
藤ノ木集会所	1978(昭和53)年4月	22	未実施	161.48
南有馬集会所	1974(昭和49)年4月	22	未実施	161.03
勤労福祉センター	2003(平成15)年3月	50	新基準	1,005.77
環境学習多目的施設	2017(平成29)年2月	38	新基準	219.91

(ウ) 今後の方針

公民館は、地域交流の振興や生涯学習の場として今後も継続して利用していく施設であるため、現機能を確保しつつ、長寿命化を目的とした点検・修繕を計画的に行います。

古巻公民館は、農業者の研修施設として建設された建物を公民館として再利用しているため、現在の対象区域人口に対して部屋数や大きさ等が不足しており、利用者に不便をきたしていることから、古巻公民館建設庁内検討委員会を中心として、2024（令和6）年度を目途とした建て替えを検討しています。

豊秋公民館は、市内の公民館で最も古く、耐震基準を満たしていないことから、施設整備等の検討を進め、施設の安全確保に努めます。

将来にわたり自治会等が主体的に集会施設として活用することが見込まれる住民センターについては、地域の自主管理施設であることから、各地区自治会への譲渡に向けた協議を進めていきます。

(エ) 数値目標（延床面積）

区分	現状値 2017(平成29) 年度末	実施計画策定前 2019(令和元) 年度末	目標値 2027(令和9) 年度末	第1期 縮減率
集会施設	22,707.13 m ²	22,707.13 m ²	20,159.21 m ²	11.22%

(オ) 各施設の取組

施設名	取組	年度								
		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	
古巻公民館	建替									
子持公民館	再建築									
日の出会館	無償譲渡 (自治会)									
そとの会館 (旧うわの会館)	無償譲渡 (自治会)									
香東集会所	無償譲渡 (自治会)									
コスモス会館	無償譲渡 (自治会)									
湯中子会館	無償譲渡 (自治会)									
水沢自治会館	無償譲渡 (自治会)									
大日向自治会 集会所	無償譲渡 (自治会)									
振興地区 住民センター	無償譲渡 (自治会)									
下小野子地区 住民センター	無償譲渡 (自治会)									
昭和地区 住民センター	無償譲渡 (自治会)									
木の間地区 住民センター	無償譲渡 (自治会)									

施設名	取組	年度								
		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	
中部地区 住民センター	無償譲渡 (自治会)	→								
東部地区 住民センター	無償譲渡 (自治会)	→								
西部地区 住民センター	無償譲渡 (自治会)	→								
伊久保地区 住民センター	無償譲渡 (自治会)	→								
程久保地区 住民センター	無償譲渡 (自治会)	→								
下中尾地区 住民センター	無償譲渡 (自治会)	→								
谷の口地区 住民センター	無償譲渡 (自治会)	→								
塩川地区 住民センター	無償譲渡 (自治会)	→								
八崎多目的研修 集会施設	無償譲渡 (自治会)	→								
小室転作促進 集落センター	無償譲渡 (自治会)	→								
箱田多目的 集会施設	無償譲渡 (自治会)	→								
下箱田転作促進 集落センター	無償譲渡 (自治会)	→								
真壁東多目的 集会施設	無償譲渡 (自治会)	→								
真壁美保多目的 集会施設	無償譲渡 (自治会)	→								

イ 文化施設

(ア) 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

定期的な劣化診断等を行い施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

耐震補強及び計画的な施設設備の改修計画を策定し、効果的な維持管理を行います。

【安全確保の実施方針】

早期に改修を計画するほか、建築物及び建築設備定期検査を実施し、優先順位に配慮して安全の確保を行います。

(イ) 現状と課題

市が保有している文化施設は、市民会館の1施設となります。

市民会館は、市民の生活、文化及び教養の向上と福祉の増進を図ることを目的に建設され、建築から40年以上が経過しています。

近年、施設・設備の老朽化に伴う多くの改修が必要となっており、2014（平成26）年度に実施した耐震診断において、耐震補強が必要であると診断されたため、2018（平成30）年度から1年余をかけて耐震補強工事及び大規模改修工事を実施し、安全面の確保及び施設の長寿命化に努めています。

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(㎡)
市民会館	1976(昭和 51)年 5 月	50	実施済	6,746.13

(ウ) 今後の方針

耐震補強工事等の完了により、安全安心で利用しやすい施設として維持していくため、施設の長寿命化とともに舞台照明のLED化など、機能面の充実を図ります。

また、市内唯一の文化施設であることから、時代のニーズに合った使いやすい施設として、創意工夫を凝らした質の高いサービスを提供していきます。

(エ) 数値目標（延床面積）

区分	現状値 2017(平成29) 年度末	実施計画策定前 2019(令和元) 年度末	目標値 2027(令和9) 年度末	第1期 縮減率
文化施設	6,746.13 ㎡	6,746.13 ㎡	6,746.13 ㎡	0%

(2) 社会教育系施設

ア 図書館

(ア) 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

図書館の本館は施設・設備の老朽化が進んでいるため、継続した点検等を実施します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

現状を維持しながら修繕等を実施し、管理していく方針です。

【安全確保の実施方針】

特に危険性のある施設ではありませんが、書架の振動対策等により、利用者に危害が及ばないように常に点検を実施し、安全性の確保に努めます。

【耐震化の実施方針】

本館、新館、子ども文庫とも耐震化済みです。

【統合や廃止の推進方針】

各地区に公民館図書室が設置されており、統合や廃止については、公民館と調整を図るなど、慎重に検討します。

(イ) 現状と課題

本市では、図書館と北橋図書館の2つの図書館を保有しています。

図書館は、インターネット等の普及により、2009（平成21）年度をピークに年々利用者が減少していますが、市の中心部に位置し、情報・知識の拠点としての役割を果たしています。本館が1984（昭和59）年度の建築、子ども文庫及び新館は1999（平成11）年度の建築ですが、施設として一体をなしています。

北橋公民館との複合施設である北橋図書館は、1984（昭和59）年度の建築であり、建築後30年以上が経過し老朽化が進んでいます。利用者数は減少傾向にありますが、空調設備の改修工事やトイレの洋式化等を計画的に実施し、利用者の利便性を高めています。

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(m ²)
図書館	1984(昭和 59)年 11 月	50	新基準	2,452.00
北橋図書館 (北橋公民館内)	1985(昭和 60)年 3 月	50	新基準	258.00

(ウ) 今後の方針

図書館は、3棟で構成された施設であるため、老朽化が進んでいる本館のみの解体・改修工事を行わず、現状を維持しながら計画的に修繕等を実施し、施設の長寿命化を図ります。

また、2029（令和11）年度前後に計画されている本庁舎整備に併せて、複合施設として移設することなども検討します。

北橋図書館は、複合施設として無駄を省いた管理運営を実践しており、今後も計画的な点検・修繕を実施をすることで施設の長寿命化を図ります。

(エ) 数値目標（延床面積）

区分	現状値 2017(平成29) 年度末	実施計画策定前 2019(令和元) 年度末	目標値 2027(令和9) 年度末	第1期 縮減率
図書館	2,710 m ²	2,710 m ²	2,710 m ²	0%

イ 博物館等

(ア) 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

施設の中には建築後間もない施設もありますが、計画的な点検・診断を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減にいかしていきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

建設から20年以上経過している施設が多く、雨漏りや漏水等の劣化が生じています。

【安全確保の実施方針】

定期的な点検・診断を行い、記録を蓄積することで施設の安全確保を図ります。

【統合や廃止の推進方針】

歴史資料館は北橘及び赤城の2施設が並存していますが、今後統合あるいは他の施設への転用を検討していきます。歴史資料館は、その運営に際して国・県補助金を受けているため、統合・転用することによって生じる返還金と維持管理に要するコスト比較を考慮して今後の方針を決定する必要があります。

(イ) 現状と課題

本市では、文学館、歴史資料館、その他の文化財施設等、博物館等に分類される施設を9施設保有しています。郷土の歴史と文化に関する理解を深め、後世に継承していくほか、交流人口の増加にもつながる主要な観光施設にも位置づけられていることから、施設の積極的なPRにより市外を含めた利用者の増加を図る必要があります。

ハワイ王国公使別邸は、2013（平成25）年度に移設改修及びガイダンス施設を新設しており、伊香保関所、徳富蘆花記念文学館とともに伊香保温泉の文化・観光の核となる施設として位置づけ、施設の充実による地域産業への振興に寄与しています。

歴史資料館は、市内に2施設が並存していることから、統合・集約を検討していますが、その場合、国・県補助金の返還が生じることになることから、現行施設のまま維持し続けることによるランニングコストと、補助金の返還額を比較しながら、統合・集約について検討していく必要があります。

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(m ²)
ハワイ王国公使別邸・ ガイダンス施設	2013(平成 25)年 5 月	24	新基準	258.77
徳富蘆花記念文学館 (展示館・記念館)	1989(平成元)年 11 月	50	新基準	699.81
伊香保関所	1981(昭和 56)年 1 月	22	未実施	102.42
市歴史資料館 (赤城歴史資料館)	1983(昭和 58)年 4 月	50	新基準	1,191.84
市歴史資料館 (北橋歴史資料館)	1992(平成 4)年 5 月	50	新基準	632.40
埋蔵文化財センター (北橋行政センター内)	2000(平成 12)年 3 月	50	新基準	952.03
北橋文化財整理事務所	不明	24	未実施	574.64
八木沢清水縄文時代遺跡	1996(平成 8)年 3 月	24	新基準	90.00
郷蔵	2004(平成 16)年 3 月	14	新基準	28.70

(ウ) 今後の方針

歴史資料館は、施設の維持管理コストと国・県補助金の返還額とを比較しつつ、並存している北橋及び赤城の2施設、北橋行政センター内にある埋蔵文化財センター及び北橋文化財整理事務所を含めた施設の統合・集約を検討していきます。

また、借地にある赤城歴史資料館や倉庫としての利用が主である北橋文化財整理事務所をはじめ、市内に点在している文化財資料の一元管理を計画的に実施します。



八木沢清水縄文時代遺跡は、県指定史跡を保護する覆い屋根の建物であり、修繕が発生した場合は県と協議しながら維持管理を行います。

郷蔵は、市指定文化財であるため、計画的な改修等により適切な維持管理を継続していきます。

(エ) 数値目標（延床面積）

区分	現状値 2017(平成29) 年度末	実施計画策定前 2019(令和元) 年度末	目標値 2027(令和9) 年度末	第1期 縮減率
博物館等	4,530.61 m ²	4,530.61 m ²	2,764.13 m ²	38.99%

(オ) 各施設の取組

施設名	取組	年度							
		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
市歴史資料館 (赤城歴史資料館)	統合・集約								
北橘文化財整理 事務所	統合・集約								

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

ア スポーツ施設

(ア) 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

スポーツ施設の修繕・改修は、「公園施設長寿命化計画」及び今後策定予定の「社会体育施設整備計画」に基づき、実施する方針です。

【安全確保の実施方針】

スポーツ施設については、各施設の危険箇所等の現状を把握し、安全性の確保に努めるとともに、今後策定予定の「社会体育施設整備計画」に基づき安全性の確保に努めます。

【統合や廃止の推進方針】

赤城敷島マレットゴルフ場については、借地を利用していることから、将来的な施設のあり方を検討します。

その他の施設で利用実績が減少若しくは実績のない施設については、費用対効果など様々な面から廃止を含めた検討をしていきます。

(イ) 現状と課題

本市では、スポーツ施設（公園施設を含む）を23施設保有しています。スポーツ施設の種類、量は、利用状況から概ねニーズに対応しているものの、中には建設してから40年を経過している施設もあり、耐震化対応を含めた大規模な修繕が必要になると考えられます。

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(㎡)
武道館	1994(平成6)年9月	47	新基準	2,396.00
市民体育館	1962(昭和37)年3月	34	未実施	1,122.82
伊香保体育館	1988(昭和63)年4月	34	新基準	1,389.00
子持社会体育館	1994(平成6)年4月	34	新基準	5,682.00
市民プール (機械室・便所・管理棟)	1980(昭和55)年4月	38	未実施	586.93
有馬野球場 (管理棟・便所)	1962(昭和37)年3月	31	未実施	111.00
伊香保屋外運動場 (管理棟・倉庫)	1985(昭和60)年3月	50	新基準	179.60
伊香保香東大日向スポーツ 広場(四阿・トイレ)	2005(平成17)年7月	15	新基準	35.00
小野上スポーツ広場 (旧山村広場)管理棟	1989(平成元)年4月	15	新基準	65.90
子持総合運動場 (弓道場・倉庫・便所)	1981(昭和56)年4月	34	未実施	329.00

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(㎡)
赤城敷島マレットゴルフ場 (管理棟・クラブハウス等)	2002(平成 14)年 4 月	38	新基準	167.00
赤城第2総合グラウンド (倉庫)	1976(昭和 51)年 4 月	24	未実施	55.00
横堀野球場 (管理棟・トイレ)	1992(平成 4)年 4 月	15	新基準	923.50
小野上運動公園 (倉庫・トイレ)	1977(昭和 52)年 3 月	38	未実施	88.10
北橋運動場 (管理棟・トイレ)	2017(平成 29)年 4 月	24	新基準	192.09
赤城総合運動自然公園 (アリーナ・柔道場・剣道場・ 会議室・弓道場・便所等)	1989(平成元)年 4 月	34	新基準	3,864.00
総合公園 (体育館・四阿・便所等)	1980(昭和 55)年 12 月	47	未実施	5,038.75
坂東橋緑地公園 (事務所・倉庫・便所等)	1978(昭和 53)年 7 月	38	未実施	169.53
吾妻川公園 (便所)	1979(昭和 54)年 7 月	31	未実施	3.35
大崎緑地公園 (四阿・便所等)	1997(平成 9)年 3 月	31	新基準	48.50
子持ふれあい公園 (休憩室・茶室・便所等)	1993(平成 5)年 3 月	15	新基準	164.00
愛宕山ふるさと公園 (管理棟・弓道場・便所等)	1993(平成 5)年 3 月	24	新基準	456.14
上白井運動場 (トイレ)	1981(昭和 56)年 3 月	34	未実施	13.00

(ウ) 今後の方針

2020(令和2)年度末までに「社会体育施設整備計画」を策定し、施設の長寿命化及び安全性の確保に努め、改修等の適切な維持管理を行います。

市民体育館は、建築後55年以上が経過し老朽化が進んでおり、耐震化未対応の状況であることから、当面は施設の安全確保に努めながらの使用とし、総合公園体育館の耐震改修工事完了を目途に総合公園体育館との統合・集約を検討していきます。

小野上運動公園は、類似施設で設備面が充実している小野上スポーツ広場が近場にあることから、建物(倉庫・トイレ)の統合・集約を検討していきます。

上白井運動場は、民間から譲渡された屋外運動施設です。建物は老朽化したくみ取り式のトイレがあるのみで、体育施設としての利用実績はほとんどないことから、トイレの取り壊しを検討していきます。

赤城敷島マレットゴルフ場は、借地を利用していることから、今後のあり方を検討していきます。

(エ) 数値目標（延床面積）

区分	現状値 2017(平成29) 年度末	実施計画策定前 2019(令和元) 年度末	目標値 2027(令和9) 年度末	第1期 縮減率
スポーツ施設	22,749.17 m ²	23,080.21 m ²	21,856.29 m ²	5.38%

(オ) 各施設の取組

施設名	取組	年度							
		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
市民体育館	統合・集約								
小野上運動公園 (倉庫・トイレ)	統合・集約								
上白井運動場 (トイレ)	廃止								

イ レクリエーション施設・観光施設

(ア) 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

スカイランドパーク遊園地は、遊園地施設の維持管理において、最も尊重すべき安全性の視点から施設の老朽化進行に伴う影響を見据え、計画的に点検及び診断等を実施しています。

伊香保ロープウェイは、搬器や機械装置等の更新時期を迎え費用の増大が懸念されますが、多くの観光客に親しまれているため、現状では、引き続き定期的に点検を実施し、常に正常を保持しながら安全輸送に努めます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

各施設の点検及び診断等の結果に基づいて、維持管理・修繕・更新等を行うことで、トータルコストの縮減・費用の平準化を実施しています。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等の結果、危険性が高いと認められた施設等については、優先的に修繕・改築・更新等を行います。

【耐震化の実施方針】

伊香保ロープウェイ駅は、耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強工事の実施に向け、今後の対応を検討します。

(イ) 現状と課題

本市では、レクリエーション施設を3施設、遊園地を1施設、観光施設を4施設保有しています。

レクリエーション施設であるメープルヴィレッチこもち、赤城キャンプ場、沼尾川親水公園の3施設は、いずれも建築から25年以上が経過しており、施設の老朽化が進んでいることから、施設改修等が課題となっています。

メープルヴィレッチこもち、赤城キャンプ場は利用者が減少傾向にある一方、沼尾川親水公園キャンプ場は車で来られる利便性と、格安な料金設定により利用率は高水準で推移しており、今後も一層の活用が期待されています。

スカイランドパーク遊園地は、市内唯一の遊園地であり、1998（平成10）年の開園から20年以上が経過しており、現在は指定管理者による管理運営を行っています。

観光施設である伊香保ロープウェイ駅は、伊香保地区内の観光資源を繋ぐ観光客の足として、多くの観光客に親しまれていますが、見晴駅及び不如帰駅は共に耐震基準を満たしていないため、耐震補強工事による利用者の安全確保が喫緊の課題となっています。

また、2019（令和元）年度にまちの駅・ふるさと交流館を伊香保ロープウェイ不如帰駅に統合し、駅舎として一体的な施設運用を行っています。

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(㎡)
メープルヴィレッチこもち (バンガロー・バーベキュー棟)	1994(平成6)年3月	17	新基準	396.07
赤城キャンプ場 (管理棟・バンガロー・便所等)	1985(昭和60)年11月	17	新基準	255.46
沼尾川親水公園 (バンガロー・バーベキュー棟等)	1994(平成6)年3月	24	新基準	394.65
スカイランドパーク遊園地	1998(平成10)年3月	38	新基準	1,795.00
伊香保温泉ビジターセンター	1996(平成8)年11月	50	新基準	996.73
伊香保ロープウェイ見晴駅	1962(昭和37)年7月	38	未実施	380.71
伊香保ロープウェイ不如帰駅	1962(昭和37)年7月	38	未実施	860.32
石段街休憩センター	2002(平成14)年1月	47	新基準	160.91

(ウ) 今後の方針

「観光施設等のあり方に関する基本方針」及び「伊香保ロープウェイ年次別整備修繕等計画書」に基づき、施設の長寿命化及び安全性の確保に努め、改修等の適切な維持管理を行います。

メープルヴィレッチこもちは、指定管理者制度の導入を検討し、民間の経営手法を活用したサービスの向上と利用者の増加による地域活性化を図ります。

赤城キャンプ場は、衛星回線を利用した電話回線しか通信手段がないなど施設利用に不便な部分があることから、2021（令和3）年度を目途に同地区にある類似施設の沼尾川親水公園と統合・集約を検討します。

なお、管理棟及びトイレは、群馬県指定天然記念物のヒメギフチョウ保護の前進基地として継続利用することとし、その他の施設は取り壊しを検討します。

スカイランドパーク遊園地は、指定管理者による管理運営を継続することとし、遊園地施設の安全性の確保を最優先とした計画的な点検及び診断等の維持管理を実施します。

伊香保ロープウェイ駅は、耐震化未対応であるため、2021(令和3)年度までに大規模な耐震補強工事及び機械設備の更新等を実施し、施設の長寿命化を図ります。

また、耐震補修工事完了後に指定管理者制度を導入し、経費の縮減に努めるとともに、利用者の増加による地域活性化を図ります。

(エ) 数値目標（延床面積）

区分	現状値 2017(平成29) 年度末	実施計画策定前 2019(令和元) 年度末	目標値 2027(令和9) 年度末	第1期 縮減率
レクリエーション 施設・観光施設	5,239.85 m ²	5,239.85 m ²	5,042.35 m ²	3.77%

(オ) 各施設の取組

施設名	取組	年度							
		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
赤城キャンプ場 (バンガロー・四阿・ 炊事棟・シャワー棟)	統合・集約 一部廃止	→							

ウ 保養施設

(ア) 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

老朽化に対する点検・診断を早い段階で行っていきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

計画的な修繕の実施により、施設を適正に維持管理していきます。

【安全確保の実施方針】

浴槽内におけるレジオネラ属菌等の滅菌や厨房内の衛生面等、利用者が安心して施設を利用できるように、指定管理者と連携しながら安全の確保を図っていきます。

【耐震化の実施方針】

本市が保有する保養施設のうち昭和48年度に建築された「たちばなの郷城山」も、平成17年度の大規模改修にあわせて耐震診断と耐震工事を行っており、現在保有する施設は、すべて耐震基準を満たしています。

(イ) 現状と課題

本市が保有する保養施設は、温泉施設の6施設となります。市民の健康増進と福祉の向上、地域間の交流や観光振興を促進する目的で整備されており、地域市民や観光客が利用しています。総合管理計画策定時には10施設を保有していましたが、2019（令和元）年度にスカイテルメ渋川、渋川温泉源泉施設、赤城総合福祉センター（ユートピア赤城）の主要部分、赤城の湯ふれあいの家を民間事業者に譲渡し、現在に至っています。これまでに伊香保温泉浴場「石段の湯」を除く5施設が指定管理者制度を導入しており、民間ノウハウの活用による稼働率の向上、経費の縮減など、運営の効率化を進めています。

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(m ²)
伊香保温泉浴場「石段の湯」	1982(昭和57)年3月	47	新基準	379.06
小野上温泉センター	2008(平成20)年7月	47	新基準	1,715.23
交流促進センター (SUN おのがみ)	1997(平成9)年1月	34	新基準	3,464.76
白井温泉こもちの湯	1992(平成4)年3月	22	新基準	306.45
北橋温泉ばんどうの湯	2001(平成13)年11月	47	新基準	820.54
たちばなの郷城山	1973(昭和48)年12月	47	実施済	1,773.63

(ウ) 今後の方針

「観光施設等のあり方に関する基本方針」等に基づき、引き続き施設の譲渡及び廃止を進めていきます。

小野上温泉センター、交流促進センター（SUNおのがみ）、白井温泉こもちの湯、北橋温泉ばんどうの湯、たちばなの郷城山の5施設については、2021（令和3）年度を目途に民間事業者等への譲渡及び廃止を予定しています。

なお、伊香保温泉浴場「石段の湯」は、提供を受けている温泉の使用条件により保有を継続することとします。現在は直営で運営していますが、民間等の運営手法を取り入れるため、伊香保ロープウェイ等の観光施設と併せて指定管理者制度の導入を予定しています。

(エ) 数値目標（延床面積）

区分	現状値 2017(平成29) 年度末	実施計画策定前 2019(令和元) 年度末	目標値 2027(令和9) 年度末	第1期 縮減率
保養施設	15,360.76 m ²	8,459.67 m ²	379.06 m ²	52.61%

(オ) 各施設の取組

施設名	取組	年度								
		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	
小野上温泉センター	有償譲渡 (民営化)	→								
交流促進センター (SUN おのがみ)	有償譲渡 (民営化)	→								
白井温泉 こもちの湯	有償譲渡 (民営化)	→								
北橋温泉 ばんどうの湯	有償譲渡 (民営化)	→								
たちばなの郷城山	有償譲渡 (民営化)	→								

(4) 産業系施設

ア 産業系施設

(ア) 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【統合や廃止の推進方針】

小野上農林漁業体験施設は、指定管理者制度の導入を進めています。

(イ) 現状と課題

本市では、産業系施設を13施設保有しています。その業態は、特産物直売所や農林漁業の体験施設など多岐にわたり、それぞれ管理運営の方針も異なります。

小野上特産物加工所、小野上産地形成促進施設、小野上特産物直売所は利用団体への貸し付けにより運営されています。

小野上農林漁業体験施設は、交流促進センター（SUNおのがみ）と、また、小野上地域活性化センターは、小野上温泉センターとともに指定管理制度による管理運営を行っています。

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(m ²)
北橋農産物加工所	2015(平成27)年3月	31	新基準	111.98
小野上農林漁業体験施設	1998(平成10)年3月	38	新基準	539.92
小野上特産物加工所	1994(平成6)年12月	15	新基準	196.26
小野上産地形成促進施設	1995(平成7)年12月	24	新基準	407.93
小野子生活改善センター	2010(平成22)年3月	34	新基準	198.74
農産物直売所	1995(平成7)年3月	22	新基準	475.97
村上生活改善センター	2010(平成22)年8月	34	新基準	198.74
小野上特産物直売所	1993(平成5)年2月	22	新基準	84.46
小野上地域活性化センター	1992(平成4)年3月	24	新基準	75.63
子持ふれあい館	1993(平成5)年3月	20	新基準	240.55
白井宿ふるさと物産館	2001(平成13)年3月	22	新基準	604.40
赤城農畜産物加工研修所	1993(平成5)年3月	15	新基準	200.40
伊香保農産加工所	1986(昭和61)年6月	15	新基準	33.00

(ウ) 今後の方針

小野上農林漁業体験施設は、指定管理期間が終了した後、2021（令和3）年度を目途に隣接している交流促進センター（SUNおのがみ）とともに民間事業者等への譲渡を予定しています。

小野上地域活性化センターは、指定管理期間が終了した後、2021（令和3）年度までに近隣施設である小野上温泉センターと、それぞれ民間事業者等への譲渡を予定しています。

伊香保農産加工所は、集会施設であるコスモス会館に併設されています。ほと

んど利用されていない状況であることから、2021（令和3）年度を目途に建物の取り壊しを行います。

（エ）数値目標（延床面積）

区分	現状値 2017(平成29) 年度末	実施計画策定前 2019(令和元) 年度末	目標値 2027(令和9) 年度末	第1期 縮減率
産業系施設	3,367.98 m ²	3,367.98 m ²	2,719.43 m ²	19.26%

（オ）各施設の取組

施設名	取組	年度							
		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
小野上農林漁業体 験施設	有償譲渡 (民営化)	→							
小野上地域活性化 センター	有償譲渡 (民営化)	→							
伊香保農産加工所	解体	→							

(5) 学校教育系施設

ア 学校

(ア) 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

計画的に施設の点検・診断を行い、学校施設の状況を把握していきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

外壁や防水シートの劣化等、大半の施設に老朽化が見られます。修繕が必要な箇所については随時修繕を行っていますが、将来的には大規模な改修が必要になることが見込まれます。今後も引き続き学校施設としての利用が見込まれるため、適切な維持管理に努めていきます。

【安全確保の実施方針】

児童生徒が安全に安心して学ぶことができるように教育環境の安全確保を図っていきます。

【耐震化の実施方針】

耐震化されていない施設があるため、これらの施設については早急に耐震化を実施し、安全な施設利用ができるように整備を進めていきます。

【統合や廃止の推進方針】

上白井小学校は平成26年4月1日から中郷小学校に再編統合されました。他の小学校についても、少子化の影響で児童数が減少していく中で、施設の老朽化の状況も踏まえ、近隣の学校との統廃合を検討していきます。

また、中学校については生徒数が減少傾向にあり、生徒数に対する施設の規模が大きくなっています。そのため、施設の老朽化の状況も踏まえ、今後統廃合の必要性について検討していきます。

(イ) 現状と課題

本市が保有している学校施設は、総合管理計画策定時には26施設ありましたが、「小中学校再編計画」に基づき、2015（平成27）年度をもって小野上中学校を閉校し、2016（平成28）年度をもって南雲小学校、刀川小学校を閉校しました。現在は小学校施設14校と、中学校施設9校を保有しています。今後も予想される少子化の影響を考慮し、小中学校の適切な配置形態を考えていく必要があります。

建物は昭和40年代から昭和50年代に整備されたものが多く、全体的に老朽化が進んでおりますが、耐震補強が必要であった校舎及び体育館は、2015（平成27）年度に耐震工事が完了し、現在保有する施設23校の全ての校舎及び体育館で耐震基準を満たしています。

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(m ²)
渋川北小学校	1965(昭和40)年3月	47	実施済	8,192.00
渋川南小学校	2001(平成13)年11月	47	新基準	5,883.00
金島小学校	1983(昭和58)年11月	47	新基準	6,527.00

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(m ²)
古巻小学校	1961(昭和 36)年 6 月	47	実施済	7,847.00
豊秋小学校	1981(昭和 56)年 7 月	47	新基準	6,620.00
渋川西小学校	1976(昭和 51)年 10 月	47	実施済	5,348.00
伊香保小学校	1976(昭和 51)年 3 月	47	実施済	4,639.00
小野上小学校	1987(昭和 62)年 3 月	47	新基準	3,167.00
中郷小学校	1982(昭和 57)年 3 月	47	新基準	5,096.00
長尾小学校	1978(昭和 53)年 3 月	47	実施済	6,702.00
三原田小学校	1979(昭和 54)年 3 月	47	実施済	4,730.00
津久田小学校	1974(昭和 49)年 3 月	47	実施済	3,644.00
橘小学校	1981(昭和 56)年 3 月	47	実施済	5,876.00
橘北小学校	1979(昭和 54)年 3 月	47	実施済	4,111.00
渋川中学校	1971(昭和 46)年 3 月	47	実施済	7,703.00
渋川北中学校	1962(昭和 37)年 3 月	47	実施済	7,569.00
金島中学校	1966(昭和 41)年 3 月	47	実施済	5,579.00
古巻中学校	1985(昭和 60)年 5 月	47	新基準	6,508.76
伊香保中学校	1973(昭和 48)年 8 月	47	実施済	4,534.00
子持中学校	1971(昭和 46)年 2 月	47	実施済	8,113.00
赤城南中学校	1984(昭和 59)年 3 月	47	新基準	5,782.91
赤城北中学校	1983(昭和 58)年 3 月	47	新基準	4,924.00
北橋中学校	1977(昭和 52)年 6 月	47	実施済	9,054.00

(ウ) 今後の方針

今後も「小中学校再編計画」に基づき、生徒数の減少及び施設の老朽化の状況を踏まえ、市民との合意形成を図りながら、適正配置を検討していきます。

また、2020（令和2）年度末までに「小中学校施設長寿命化計画」を策定し、施設の安全性を確保するとともに、計画的な施設改修等による長寿命化を図ります。

(エ) 数値目標（延床面積）

区分	現状値 2017(平成29) 年度末	実施計画策定前 2019(令和元) 年度末	目標値 2027(令和9) 年度末	第1期 縮減率
学校	138,260.76 m ²	138,149.67 m ²	138,149.67 m ²	0%

イ その他教育施設

(ア) 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

学校給食共同調理場は、国の「学校給食衛生管理基準」等に基づいた点検・診断を定期的に行っていきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった施設は、適正に対処し維持管理を行っていきます。

【安全確保の実施方針】

点検・診断により危険性が高いと認められた施設については、安全の確保を行います。

【耐震化の実施方針】

学校給食共同調理場は、耐震基準を満たしています。

【統合や廃止の推進方針】

アレルギー対応給食センター東部学校給食共同調理場(仮称)を設置した後は、赤城学校給食共同調理場を廃止する方針です。

(イ) 現状と課題

その他教育施設には、学校給食共同調理場が3施設と、教育研究所が1施設あります。

学校給食共同調理場は、2017(平成29)年度から学校給食費の児童生徒無償化を実施したことにより、市の財政負担額は増加傾向にあります。

教育研究所は、建築から50年以上が経過し老朽化が課題であるとともに、耐震化対応が未実施のため、早急な対応が必要な状況です。

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(m ²)
赤城学校給食共同調理場	1989(平成元)年2月	31	新基準	601.56
南部学校給食共同調理場	2014(平成26)年7月	31	新基準	2,568.00
北部学校給食共同調理場	2014(平成26)年6月	31	新基準	2,175.00
教育研究所	1962(昭和37)年3月	38	未実施	549.02

(ウ) 今後の方針

学校給食共同調理場は、「学校給食調理場の整備方針」及び「学校給食共同調理場再編整備方針」等に基づき、施設の長寿命化及び安全性の確保に努め、改修等の適切な維持管理を行います。

南部及び北部学校給食共同調理場は、給食の安定供給のために2014(平成26)年度に建設された比較的新しい施設ではありますが、民間事業者等による運営委託を検討しながら、より効率的・安定的な運営を目指します。

また、2020(令和2)年度を目途にアレルギー対応給食センター東部学校給食



共同調理場（仮称）を新設します。これにより、老朽化が進んでいる赤城学校給食共同調理場及び北橋地区の自校式調理場から、アレルギー対応給食センター東部学校給食共同調理場（仮称）による赤城・北橋地区への調理・配送業務に切り替えていきます。

教育研究所は、旧渋川商工会議所の施設を再利用してきましたが、耐震補強が未実施であり、安全面の確保から早急な対策が必要であるため、2023（令和5）年度を目途に移転による建て替えを検討しています。

（エ）数値目標（延床面積）

区分	現状値 2017(平成29) 年度末	実施計画策定前 2019(令和元) 年度末	目標値 2027(令和9) 年度末	第1期 縮減率
その他教育施設	5,893.58 m ²	5,893.58 m ²	7,294.08 m ²	-23.76%

（オ）各施設の取組

施設名	取組	年度								
		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	
赤城学校給食共同調理場	統合・集約									
教育研究所	移転・建替									

(6) 子育て支援施設

ア 幼稚園・保育所

(ア) 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

保育所では、近年3歳未満児、特に0歳児の入所が多くなっていますが、その受け皿は主に民間保育所が担っています。少子化の進行に注視しながら、公立と民間の役割を明確にするとともに、慎重に公立保育所のあり方を検討していきます。

【安全確保の実施方針】

園児の安全な保育ができる環境を維持することを第一優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。

【耐震化の実施方針】

耐震診断が必要な施設が2施設あるため、診断の受診及び施設の改修を計画的に進めます。

【統合や廃止の推進方針】

子ども・子育て支援新制度や少子化の動向を注視し、市全体の保育需要に対応できるように、民間保育所、私立幼稚園の新制度への移行や、運営主体、運営方法など様々な視点から保育所のあり方や適正配置を検討していきます。

(イ) 現状と課題

本市が保有する幼稚園は5施設、保育所は4施設あります。

幼稚園は、施設の建築年度が比較的新しいため、当分の間は大規模な施設改修や修繕の見込みはありませんが、園児数の減少が見込まれています。

保育所は、全体的に施設の老朽化が進んでおり、第四、第五保育所は建築から45年以上が経過し、耐震化も未実施の状況です。

幼稚園・保育所ともに今後の人口減少や子ども・子育て支援新制度の動向に注視しながら、認定運営主体のあり方を検討していく必要があります。

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(m ²)
渋川幼稚園	2012(平成24)年3月	47	新基準	972.25
かに石幼稚園	1997(平成9)年2月	22	新基準	675.00
こもち幼稚園	2006(平成18)年3月	47	新基準	1,936.00
赤城幼稚園	2006(平成18)年3月	22	新基準	1,649.00
北橋幼稚園	2009(平成21)年3月	47	新基準	1,604.00
第一保育所	1994(平成6)年4月	47	新基準	479.75
第四保育所	1972(昭和47)年4月	34	未実施	1,141.67
第五保育所	1975(昭和50)年4月	34	未実施	843.51
伊香保保育所	1987(昭和62)年4月	47	新基準	1,060.00

(ウ) 今後の方針

2019（令和元）年度に策定した「渋川市公立保育所及び幼稚園認定こども園移行方針」に基づき、幼稚園、保育所ともに民間保育所との協議を踏まえ、認定こども園への移行を検討します。

第四保育所は、耐震化未対応であるため、民営化を含めた施設整備の手法について検討を進めていきます。

第五保育所は、耐震化未対応であるため、人口減少、少子化の方向を踏まえつつ、その他の保育所との統合・集約も視野に入れた検討を進めていきます。

(エ) 数値目標（延床面積）

区分	現状値 2017(平成29) 年度末	実施計画策定前 2019(令和元) 年度末	目標値 2027(令和9) 年度末	第1期 縮減率
幼稚園・保育所	10,361.18 m ²	10,361.18 m ²	8,376.00 m ²	19.16%

(オ) 各施設の取組

施設名	取組	年度							
		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
第四保育所	建替・ 民営化	→							
第五保育所	統合・集約	→							

イ 幼児・児童施設

(ア) 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

施設の老朽化が進んでいるため、適時修繕を行い、今後も子育て支援拠点事業施設として継続的に活用していく方向で検討しています。

【統合や廃止の推進方針】

学童保育所は、学校区ごとに設置することが原則となっているため、小学校の再編統合に伴う統廃合が行われます。

子ども・子育て支援新制度による新たな事業者の参入や、今後の人口減少・少子化の動向に注視しながら、適正配置を検討していきます。

(イ) 現状と課題

本市の保有する幼児・児童施設は、子育て支援総合センターが1施設と、学童保育所が12施設あります。

子育て支援総合センターは、2017（平成29）年度に旧渋川総合病院を改修した

通称「渋川すこやかプラザ」内に開設しました。当該施設は、民間の福祉系専門
学校及びしぶかわファミリー・サポートセンターとの複合施設であり、家庭での
育児不安等に対する相談指導や子育て情報の提供など、地域の子育て家庭に対す
る育児支援のために重要な役割を果たしています。

学童保育所は、総合管理計画策定時には13施設ありましたが、2016（平成28）
年度末の南雲小学校及び刀川小学校の閉校に伴い、それぞれの余裕教室を利用し
ていた学童保育所を廃止しました。

少子化の影響により児童数は減少傾向にありますが、働きながら子育てする親
の増加に伴い、施設の利用率は比較的高い状況にあり、2018（平成30）年度には
豊秋小学校敷地内学童保育所を新設しました。

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(m ²)
子育て支援総合センター (渋川すこやかプラザ)	1980(昭和55)年1月	39	実施済	10,263.66
渋川北小学校余裕教室学童保育所	1992(平成4)年4月	50	新基準	165.50
渋川南小学校敷地内学童保育所	2012(平成24)年1月	24	新基準	84.95
金島地区学童保育所	1968(昭和43)年4月	24	未実施	516.00
古巻地区学童保育所	2010(平成22)年1月	30	新基準	100.00
古巻小学校敷地内学童保育所	2003(平成15)年4月	30	新基準	99.88
豊秋地区学童保育所	2004(平成16)年4月	24	新基準	127.50
豊秋小学校敷地内学童保育所	2019(平成31)年3月	38	新基準	88.46
渋川西小学校余裕教室学童保育所	1979(昭和54)年4月	50	実施済	166.00
三原田小学校余裕教室学童保育所	1978(昭和53)年4月	50	実施済	68.90
津久田小学校区学童保育所	2003(平成15)年4月	24	新基準	86.15
橋北小学校敷地内学童保育所	2013(平成25)年4月	30	新基準	99.91
橋小学校区学童保育所	2008(平成20)年4月	30	新基準	113.51

(ウ) 今後の方針

子育て支援総合センターは、併設する専門学校の使用貸借契約が、2035（令和
17）年度までとなっていることから、現状のまま施設を継続していく方針です。
そのため、計画的な施設改修等を行い、施設の長寿命化を図っていきます。

学童保育所は、働きながら子育てする親の増加に伴い、当面は現在の施設を維
持しながら運営を継続する方針ですが、耐震化未対応の施設については、学校空
き教室での運営や、近隣運営団体との機能統合などについて検討を進めていきま
す。

(エ) 数値目標（延床面積）

区分	現状値 2017(平成29) 年度末	実施計画策定前 2019(令和元) 年度末	目標値 2027(令和9) 年度末	第1期 縮減率
幼児・児童施設	11,891.96 m ²	11,980.42 m ²	11,980.42 m ²	0%

(7) 保健・福祉施設

ア 高齢福祉施設

(ア) 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

高齢福祉施設は、高齢者福祉の増進のために利用される施設であるため、高齢者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施することが必要であると考えます。

また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等にかかしていきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

計画的な点検や劣化診断を通じた維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化を実施していきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等にかかしていきます。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等の結果、危険性が高い施設については、危険除去の優先順位に配慮して修繕を実施し、安全の確保を行います。

また、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。

【耐震化の実施方針】

平常時の安全に加え、災害時拠点施設としての機能確保の観点を含め、必要に応じ耐震化を推進していきます。

【統合や廃止の推進方針】

デイサービスセンターが行う通所介護は、営利性が高く、民間事業者が競合しており、近年は利用者の需要を充足している状況から、行政がサービスを提供する必要性は失われています。民間の活力を利用することにより、サービスが拡充し、サービスの効率化及び質の向上が図られ、本市における介護基盤の強化に資するため民営化を推進します。

みかげデイサービスセンターは、渋川老人福祉センター南側に増築した建設物ですが、土地及び建物の有償譲渡を検討しています。

小野上デイサービスセンターは、小野上地域福祉センター及び小野上高齢者生活福祉センターと、また、子持デイサービスセンターは子持老人福祉センターと複合する施設であり、福祉施設としての相互に関連性が強いことや施設の構造等から分離して管理することが難しいため、複合する施設の管理者を貸付先とした使用貸借による民営化を検討しています。

老人福祉センター（渋川、小野上、子持）の運営は、老人福祉の増進を図ることを目的としており、事業の性質上、収益性が低いことから、ノウハウがある管

理者が管理運営することにより、サービスの質を保持することが可能となることから指定管理の継続を検討しています。

小野上高齢者生活福祉センターは、施設の有効活用を図るため、用途の転用について検討を進めます。当面は、指定管理継続により施設の維持管理を行います。

子持高齢者能力活用センターは、老人クラブ及び地区の敬老会等、地域の福祉活動の拠点となっていることから、地域福祉の向上に資することができる事業者が施設を管理運営することにより、充実した福祉活動が可能となることから指定管理の継続を検討しています。

(イ) 現状と課題

本市が保有する高齢福祉施設は、5施設あります。全体的に施設の老朽化が進行しており、維持管理費が増加傾向にあります。

介護保険制度の創設以降、民間事業者によるデイサービスセンターが多く整備されたため、2015（平成27）年度をもって市が運営するデイサービスセンターを廃止しました。

旧みかげデイサービスセンターは、2017（平成29）年1月から建物を社会福祉法人に無償貸与することにより、多世代交流の場などとして施設の有効活用を図っています。

旧小野上デイサービスセンター及び旧子持デイサービスセンターは、2016（平成28）年4月から建物を渋川市社会福祉協議会に無償貸与することにより、施設の有効活用を図っています。

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(m ²)
渋川老人福祉センター	1970(昭和45)年3月	50	未実施	999.41
旧みかげデイサービスセンター	1997(平成9)年2月	50	新基準	596.19
小野上地域福祉センター、 小野上高齢者生活福祉センター、 旧小野上デイサービスセンター	1999(平成11)年3月	50	新基準	2,009.90
子持高齢者能力活用センター	1999(平成11)年11月	24	新基準	293.97
子持老人福祉センター、 旧子持デイサービスセンター	1993(平成5)年3月	50	新基準	1,562.27

(ウ) 今後の方針

施設のあり方については、「社会福祉施設等のあり方に関する報告書」に基づき、各施設の利用実態に即し、施設の民営化や指定管理者制度による運営の継続等、今後の管理運営方法について検討していきます。

民間と機能が重複する施設については、行政関与を薄め、施設の譲渡も含め民間によるサービス提供を主体とする方向に転換していきます。

渋川老人福祉センターは、設置から50年が経過し、施設の修繕等に毎年多額の経費が見込まれており、市内に類似施設があることを踏まえ、建物の統合も視野に入れて検討していきます。

旧みかげデイサービスセンターは、2015（平成27）年度の機能廃止後、民間事業者は無償貸与していることから、建物の譲渡等を検討します。

小野上地域福祉センターは、今後も指定管理者制度による管理運営を行う予定であり、小野上高齢者生活福祉センター及び廃止している旧小野上デイサービスセンターとの併設施設であることから、その特性にあった運営事業者の選定方法等について検討します。

（エ）数値目標（延床面積）

区分	現状値 2017(平成29) 年度末	実施計画策定前 2019(令和元) 年度末	目標値 2027(令和9) 年度末	第1期 縮減率
高齢福祉施設	6,293.60 m ²	5,461.74 m ²	5,461.74 m ²	0%

イ 障害福祉施設

（ア）総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

心身障害児通園施設ひまわり園（以下「ひまわり園」という。）、地域活動支援センターかえでの園（以下「かえでの園」という。）、複合福祉施設まつぼっくり（以下「まつぼっくり」という。）の3施設とも建設から相当期間が経過し、既に、建物内外の老朽化が進んでいます。

維持施設（かえでの園及びまつぼっくり。以下この障害福祉施設類型において同じ。）は、劣化が進む前に、計画的に点検や診断を行います。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

進行する老朽化に伴う修繕は、どの障害福祉施設も建物内外の広範囲に及んでいます。維持施設は、損傷度合いが小さいうちに計画的な修繕を行います。

【安全確保の実施方針】

維持施設は、施設内で行う事業の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。

【耐震化の実施方針】

維持施設のうち、まつぼっくりは耐震基準を満たしていないため、耐震化を検討します。

【統合や廃止の推進方針】

障害福祉施設は、社会福祉施設等のあり方検討委員会の提言を踏まえ、現状及び社会経済情勢に即して、今後の管理運営方法を検討しています。

(イ) 現状と課題

本市が保有している障害福祉施設は、総合管理計画策定時には3施設ありましたが、「社会福祉施設等のあり方に関する報告書」に基づき、2015（平成27）年度をもってひまわり園を民営化しました。

また、耐震基準を満たしていないまつぼっくりは、2017（平成29）年度をもって廃止し、まつぼっくり内で実施していた2事業は、2017（平成29）年度をもって民間事業所及びかえでの園に事業統合を行ったため、現在はかえでの園1施設の保有となります。

かえでの園は、障害者の創作的活動及び生産活動の場を提供する施設であり、指定管理者制度による管理運営を行っています。

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(㎡)
地域活動支援センター かえでの園	1998(平成10)年3月	24	新基準	239.66

(ウ) 今後の方針

かえでの園で運営する事業は、障害者総合支援法で定める創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会の交流の促進という観点で市町村が実施する必須事業を行っていることから、引き続き指定管理者による管理運営を行います。

(エ) 数値目標（延床面積）

区分	現状値 2017(平成29) 年度末	実施計画策定前 2019(令和元) 年度末	目標値 2027(令和9) 年度末	第1期 縮減率
障害福祉施設	239.66 ㎡	239.66 ㎡	239.66 ㎡	0%

ウ その他社会福祉施設

(ア) 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

福祉の活動の拠点として、安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施します。

また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等にいかしていきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

計画的な点検や劣化診断を通じた維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化を図り、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等にいかしていきます。

管理方法については、従来どおりの管理方法によって行いたいと考えていますが、指定管理者の選定については、より一層幅広く民間のノウハウを活用できるように検討します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等の結果、危険性が高い施設については、危険除去の優先順位に配慮して修繕を実施し、安全の確保を行います。

【統合や廃止の推進方針】

今後も引き続き地域の福祉活動の拠点として活用していくことを考えています。

(イ) 現状と課題

本市の保有する福社会館は、2施設あります。この施設については、今後も地域福祉活動の拠点として引き続き活用する方針であるため、より適切な管理運営方法について検討する必要があります。

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(㎡)
社会福祉センター	1987(昭和 62)年 3 月	50	新基準	2,694.90
子持福社会館	1993(平成 5)年 3 月	50	新基準	445.05

(ウ) 今後の方針

社会福祉センターは、建築後 30 年以上（耐用年数 50 年）が経過しており、老朽化による維持管理コストの増加が見込まれるため、計画的な修繕・改修により施設の長寿命化と機能の維持を図り、利用者の利便性及びサービスの向上に努めます。

子持福社会館は、地域の福祉増進の役割を果たす施設であるとともに、社会福祉協議会（子持支所）の事務所機能を併せ持っていることから、建物は継続使用とします。

また、立地状況をいかした活用方法及び効率的な管理運営を検討しながら、指定管理者による管理運営を継続していきます。

(エ) 数値目標（延床面積）

区分	現状値 2017(平成29) 年度末	実施計画策定前 2019(令和元) 年度末	目標値 2027(令和9) 年度末	第1期 縮減率
その他社会 福祉施設	3,139.95 ㎡	3,139.95 ㎡	3,139.95 ㎡	0%

(8) 医療施設

ア 医療施設

(ア) 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

国民健康保険あかぎ診療所については、維持修繕にかかる費用を軽減するため、継続的な点検・診断を実施します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

国民健康保険あかぎ診療所は、平成 21 年度の建設であり、比較的新しい施設であるため、当面、大規模な修繕は必要ないと思われませんが、維持管理のため、適宜修繕を実施します。

【安全確保の実施方針】

国民健康保険あかぎ診療所は、患者の転倒防止策としての床の状態チェックや、こどもの頭部打撲防止策としてのコーナークッションの取付け等により、患者の安全確保に努めます。

【耐震化の実施方針】

国民健康保険あかぎ診療所は、平成 21 年度に建設されており、新耐震基準に適合しています。

【統合や廃止の推進方針】

国民健康保険あかぎ診療所は、平成 22 年度開設であるため、当面、統合や廃止の計画はありませんが、あり方検討は引き続き実施していきます。

(イ) 現状と課題

本市が保有する医療施設は、地域医療支援センターと国民健康保険あかぎ診療所の 2 施設あります。

総合管理計画策定時にあった渋川総合病院は、国立病院機構西群馬病院との再編統合により、2015（平成 27）年度に閉院し、地域医療支援センターとして生まれ変わりました。

国民健康保険あかぎ診療所は、地域包括医療ケアを重視した医療機関としての役割を担っています。来院者は赤城地区の方が主ですが、他地区の方の来院も増加傾向にあり、土曜日診療を開始するなど、経営改善に取り組んでいます。

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(m ²)
地域医療支援センター	2016(平成 28)年 4 月	50	新基準	6,204.30
国民健康保険あかぎ診療所	2010(平成 22)年 4 月	29	新基準	702.62

(ウ) 今後の方針

地域医療支援センターは、渋川医療センターの一部を区分所有しているため、運営母体である独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）が指定管理者であり、施設の方向性については渋川市独自で判断できるものではな

いため、国立病院機構との協議により決定していきます。施設は新しく患者数は増加傾向にあり、経営状況は順調なため、長期使用を見据えた計画的な維持補修による施設管理を行う方針です。

国民健康保険あかぎ診療所は、2009（平成 21）年度の建設であり、比較的新しい施設であるため、大規模な修繕の予定はありませんが、医療機器は耐用年数に応じた計画的な更新が必要となるため、継続的な財政負担になることが見込まれます。患者数は増加傾向にあり、当面は現状を維持していきますが、民営化についても検討していきます。

(エ) 数値目標（延床面積）

区分	現状値 2017(平成29) 年度末	実施計画策定前 2019(令和元) 年度末	目標値 2027(令和9) 年度末	第1期 縮減率
医療施設	6,906.92 m ²	6,906.92 m ²	6,906.92 m ²	0%

(9) 行政系施設

ア 庁舎等

(ア) 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

対処療法的に劣化の進んだ本庁舎の補修（事後保全）を行うのではなく、劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断（予防保全）を行うことで施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

本庁舎の計画的な点検や劣化診断を通じた維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化を実施していきます。

更新等については、新庁舎整備等に係る庁内検討を進めていきます。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等の結果、危険性が高いと認められた箇所については、安全面からリスク評価を行い、危険除去の優先順位に配慮して安全の確保を行います。

【耐震化の実施方針】

本庁舎は、昭和41年度に建設された施設であり、耐震基準を満たしていません。今後の本庁舎整備の検討結果によっては、耐震化を実施する必要があります。

【長寿命化の実施方針】

本庁舎については、劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断（予防保全）を行うことで、施設の長寿命化を図ります。

【統合や廃止の推進方針】

本庁舎については、新庁舎建設を視野に老朽化の状況等を踏まえながら、統合を目指します。

(イ) 現状と課題

本市の行政庁舎（本庁機能）は、市町村合併の際に分庁舎制を採用したため、本庁舎と第二庁舎との2つの施設に分かれており、行政サービスの窓口が二分化していることで市民サービスや迅速な行政執行に支障を来しています。

2012（平成24）年度に本庁舎整備等検討委員会を発足し、「新庁舎整備基本方針」を定め、庁内検討を進めています。

行政センターは、2005（平成17）年度の市町村合併に伴い、それまで役場として利用していた庁舎を総合支所とした後、2015（平成27）年度から行政センターに移行しており、現在は5施設を保有しています。

組織再編により余剰部分が生じている行政センターの統合・集約化を進めており、2015（平成27）年度に赤城行政センターを旧赤城保健センターへ移転しました。2016（平成28）年度には伊香保行政センターを伊香保公民館別館内へ移転し、施設の統合・集約を行うなど、管理の効率化による維持管理費の縮減を図っています。

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(㎡)
本庁舎	1966(昭和 41)年 4 月	50	未実施	8,520.47
第二庁舎	1986(昭和 61)年 3 月	32	新基準	11,223.13
伊香保行政センター (伊香保公民館別館内)	1992(平成 4)年 3 月	21	新基準	131.50
小野上行政センター	1981(昭和 56)年 12 月	50	新基準	1,156.00
子持行政センター	1962(昭和 37)年 2 月	50	未実施	2,861.08
赤城行政センター	1988(昭和 63)年 3 月	50	新基準	791.34
北橋行政センター	2000(平成 12)年 3 月	50	新基準	5,452.98

(ウ) 今後の方針


本庁舎及び第二庁舎は、「新庁舎整備基本方針」に基づき、2029（令和 11）年度前後に分庁舎制を廃止する新庁舎建設を検討しています。

子持行政センターは、2022（令和 4）年度を目途に子持公民館内への移転を計画しており、現庁舎は移設後に取り壊します。

(エ) 数値目標（延床面積）

区分	現状値 2017(平成29) 年度末	実施計画策定前 2019(令和元) 年度末	目標値 2027(令和9) 年度末	第 1 期 縮減率
庁舎等	30,136.5 ㎡	30,136.5 ㎡	27,401.42 ㎡	9.08%

(オ) 各施設の取組

施設名	取組	年度							
		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
子持行政センター	移転・解体								

イ 消防施設

(ア) 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

消防団詰所及び石段街竜吐泉は、災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を行います。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

消防団詰所は、建築年度からの経過年数を考慮し、建て替えや維持管理の方針を立てることとします。

【安全確保の実施方針】

老朽化等により要修繕箇所が判明した場合は、直ちに修繕対応を行い、消防施設として必要な機能を損なわないよう取り組みます。

(イ) 現状と課題

本市では、消防団詰所を 30 施設と、伊香保地区の石段街に消火施設を 2 施設保有しております。

消防団詰所は、建築経過年数を考慮した計画的な維持管理等を行っていく方針であり、最近では、2016（平成 28）年度に第 31 分団詰所の移転による建て替えを行いました。

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(㎡)
消防団第1分団詰所	2000(平成 12)年 12 月	38	新基準	67.92
消防団第2分団詰所	2005(平成 17)年 12 月	38	新基準	81.00
消防団第3分団詰所	2010(平成 22)年 9 月	38	新基準	67.50
消防団第4分団詰所	2000(平成 12)年 2 月	38	新基準	96.30
消防団第5分団詰所	2008(平成 20)年 6 月	38	新基準	67.50
消防団第6分団詰所	2004(平成 16)年 12 月	38	新基準	67.50
消防団第7分団詰所	1992(平成 4)年 3 月	38	新基準	67.27
消防団第8分団詰所	2006(平成 18)年 12 月	38	新基準	67.50
消防団第9分団詰所	2010(平成 22)年 3 月	38	新基準	67.50
消防団第10分団詰所	2008(平成 20)年 5 月	38	新基準	67.50
消防団第11分団詰所	1989(平成元)年 4 月	38	新基準	67.90
消防団第12分団詰所	2012(平成 24)年 10 月	38	新基準	67.50
石段街竜吐泉	2001(平成 13)年 3 月	15	新基準	1.62
石段街竜吐泉 (石段街休憩センター内)	2003(平成 15)年 3 月	15	新基準	2.40
消防団第13分団詰所	1991(平成 3)年 3 月	38	新基準	195.55
消防団第14分団詰所	1991(平成 3)年 5 月	38	新基準	138.24
消防団第15分団詰所	1989(平成元)年 3 月	38	新基準	138.24
消防団第16分団詰所	2002(平成 14)年 9 月	38	新基準	120.96
消防団第17分団詰所	1990(平成 2)年 3 月	38	新基準	75.40
消防団第18分団詰所	2002(平成 14)年 3 月	38	新基準	91.20
消防団第21分団詰所	2001(平成 13)年 2 月	50	新基準	75.92
消防団第22分団詰所	2000(平成 12)年 3 月	50	新基準	75.92
消防団第23分団詰所	1998(平成 10)年 3 月	50	新基準	75.92
消防団第24分団詰所	1999(平成 11)年 3 月	50	新基準	75.92
消防団第25分団詰所	2009(平成 21)年 11 月	38	新基準	113.40
消防団第26分団詰所	2002(平成 14)年 12 月	38	新基準	113.40

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(㎡)
消防団第27分団詰所	2004(平成16)年12月	38	新基準	113.40
消防団第28分団詰所	2007(平成19)年3月	38	新基準	113.40
消防団第29分団詰所	2002(平成14)年12月	38	新基準	113.40
消防団第30分団詰所	2005(平成17)年10月	38	新基準	110.04
消防団第31分団詰所	2017(平成29)年3月	38	新基準	109.80
消防団第32分団詰所	1993(平成5)年3月	38	新基準	95.98

(ウ) 今後の方針


消防団詰所は、2018(平成30)年度に策定した「消防団詰所整備方針」に基づき、建築経過年数を考慮し、計画的に施設の更新等を行う方針であり、2020(令和2)年度には第11分団詰所の建て替えを行います。

石段街竜吐泉は、車両の進入が困難である伊香保石段街の重要な消防施設であります。借地に設置してあるため、所有者から申し出があった場合には施設の存続を含めた検討が必要になります。

(エ) 数値目標(延床面積)

区分	現状値 2017(平成29) 年度末	実施計画策定前 2019(令和元) 年度末	目標値 2027(令和9) 年度末	第1期 縮減率
消防施設	2,803 ㎡	2,803 ㎡	2,803 ㎡	0%

(オ) 各施設の取組

施設名	取組	年度							
		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
消防団第11分団詰所	移転・建替								

ウ その他行政系施設

(ア) 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

清掃管理事務所をはじめ老朽化している施設があり、計画的な修繕等により維持管理をしていく必要があります。

【統合や廃止の推進方針】

各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。

(イ) 現状と課題

本市では、清掃施設、ボイラー施設、防災倉庫等、その他行政系施設に分類される施設を14施設保有しています。

清掃施設は、清掃管理事務所及び資源ごみストックヤードがあります。清掃管理事務所は1989（平成元）年度に、ごみストックヤードは1997（平成9）年度に建築されたため、施設の一部に経年劣化が生じています。

ボイラー施設は、伊香保金井線ボイラー室と防災道路ボイラー室があり、観光地である伊香保地区の急斜面道路の融雪装置として重要な役割を果たしており、設備の計画的な修繕等による維持管理が必要です。

防災倉庫は、校舎として利用していた施設をそのまま倉庫として利用しています。

その他、老朽化した備品倉庫が各地に点在しているため、統合・集約による維持管理の効率化を図ることが課題となっています。

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(㎡)
清掃管理事務所	1989(平成元)年5月	50	新基準	618.71
資源ゴミストックヤード	1998年(平成10)年3月	31	—	49.80
坂下廃家電倉庫	2001(平成13)年6月	24	新基準	30.80
水防倉庫	1991(平成3)年3月	24	新基準	129.60
伊香保金井線ボイラー室	2010(平成22)年3月	24	新基準	8.00
経済建設課倉庫	1972(昭和47)年4月	31	未実施	50.14
第2方面隊本部車庫	1981(昭和56)年3月	30	未実施	49.58
防災道路ボイラー室	2007(平成19)年3月	24	新基準	6.00
原崎経済建設倉庫	1966(昭和41)年4月	31	未実施	87.48
原崎祭倉庫	2004(平成16)年4月	31	新基準	49.40
コミュニティー消防センター 防災倉庫	1991(平成3)年3月	24	新基準	109.23
防災倉庫	1992(平成4)年2月	47	新基準	1,700.52
バス車庫	1981(昭和56)年3月	31	未実施	219.00
旧塵芥焼却場倉庫	1966(昭和41)年10月	34	未実施	25.30

(ウ) 今後の方針

清掃管理事務所は、現在行っているじん芥収集（直営）の拠点として継続していく方針ではありますが、収集業務範囲については見直しを検討します。

坂下廃家電倉庫は、廃家電の一時保管用倉庫として設置されましたが、現在はほとんど利用されていないため、2021（令和3）年度を目途に建物の取り壊しを行います。

第2方面隊本部車庫は、元々は消防団の車庫として建設され、市町村合併によ

る消防団の統合以降は消防倉庫として使用しています。老朽化しているため、2027（令和9）年度を目途に代替倉庫との統合・集約を検討します。

原崎経済建設倉庫は、建築から50年以上経過し老朽化が著しく、倉庫としての利用頻度も少ないことから、2021（令和3）年度を目途に建物の取り壊しを行います。

原崎祭倉庫は、伊香保まつり実行委員会に行政財産目的外使用により使用を許可しており、それ以外の倉庫利用はないことから、2021（令和3）年度を目途に建物の譲渡を検討します。

コミュニティ消防センター防災倉庫は、市町村合併に伴う消防団の統廃合により詰所としての役割を終え、防災倉庫として利用してきましたが、現在では防災倉庫としての利用頻度も少ないことから、2023（令和5）年度を目途に建物の譲渡等を検討していきます。

旧塵芥焼却場倉庫は、じん芥焼却場として整備されましたが、焼却場の廃止後は倉庫として利用しています。建築から50年以上経過しており、老朽化が著しく倉庫としての利用頻度も少ないことから、2021（令和3）年度を目途に建物の取り壊しを行います。

（エ）数値目標（延床面積）

区分	現状値 2017(平成29) 年度末	実施計画策定前 2019(令和元) 年度末	目標値 2027(令和9) 年度末	第1期 縮減率
その他行政系施設	3,133.56 m ²	3,133.56 m ²	2,781.77 m ²	11.23%

（オ）各施設の実施計画

施設名	取組	年度							
		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
坂下廃家電倉庫	統合・集約 (解体)	→							
第2方面隊本部 車庫	統合・集約	→							
原崎経済建設倉庫	統合・集約 (解体)	→							
原崎祭倉庫	有償譲渡 (民営化)	→							
コミュニティ消防 センター防災倉庫	統合・集約	→							
旧塵芥焼却場倉庫	統合・集約 (解体)	→							

(10) 公営住宅

ア 公営住宅

(ア) 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

老朽化する住宅の延命を図るため、計画的に点検や修繕を実施します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検結果を踏まえた計画的な修繕により、既存ストックの適正な維持管理に努めます。

【安全確保の実施方針】

点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。

【耐震化の実施方針】

昭和56年以前に建設された建物について、耐震診断や耐震予備調査を実施し、耐震性を確認しました。今後、長期的な活用を図るべき住宅において耐震補強の必要性が生じた場合は、速やかに改修を行うことで、入居者の安全で安心な生活維持を図ります。

【長寿命化の実施方針】

「公営住宅等長寿命化計画」を策定しており、現在計画に基づき改修を行っています。老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの延命措置を進めます。

【統合や廃止の推進方針】

老朽化が著しく良好な居住環境を確保できない住宅については、計画的に取り壊しを行います。

(イ) 現状と課題

公営住宅は、2015（平成27）年度に入沢団地12号棟、2016（平成28）年度に金井団地及び厚生住宅、2017（平成29）年度に裏宿住宅を廃止して建物の取り壊しを行いました。現在は15の施設を保有しています。

建築後30年以上の公営住宅ストックが、340戸（全体569戸）と数多く存在し、特に屋根・外壁・給排水設備等に老朽化が見られる状況です。

耐震化対応については、耐震診断や耐震予備調査を実施し、全ての施設で耐震性を確保しています。

現在の少子・高齢化を背景に、本市においても高齢者からの入居申し込みや問い合わせが多くなっています。

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(m ²)
金井前原団地(57～146号棟)	1968(昭和43)年3月	38	実施済	3,288.56
入沢団地(1～11号棟)	1973(昭和48)年3月	47	実施済	8,787.28
大中子団地(1～4号棟)	1993年(平成5)年2月	47	新基準	2,427.12
元町団地	1994(平成6)年2月	22	新基準	337.86
東部団地	2003(平成15)年3月	47	新基準	1,324.80
伊香保苗松団地(A～E棟)	1987(昭和62)年3月	22	新基準	656.20
伊香保炭附団地	1991(平成3)年3月	47	新基準	839.36

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(m ²)
伊香保竹子団地	1997(平成9)年3月	47	新基準	1,007.74
赤城西原団地 (F~H棟:市営住宅)	2001(平成13)年2月	22	新基準	475.32
東町再開発住宅(1~2号棟)	1992(平成4)年3月	47	新基準	2,281.20
赤城西原団地(A~E, I, J棟:特定 公共賃貸住宅)	2000(平成12)年4月	22	新基準	1,270.12
北牧団地(1~7号)	1999(平成11)年3月	22	新基準	395.33
赤城六万住宅(1~2号)	1986(昭和61)年3月	22	新基準	190.06
定住促進住宅半田団地 (1~2号棟)	1979(昭和54)年	47	実施済	4,091.13
定住促進住宅金島団地 (1~2号棟)	1993年(平成5)年3月	47	新基準	5,113.40

(ウ) 今後の方針

「公営住宅等長寿命化計画(2018(平成30)年改定)」に基づき、計画的な改修により施設の長寿命化を図るとともに、更新コストの縮減を進めながら、住宅の質及び住環境の充実を図ります。

また、公営住宅は人口の定住化に寄与し、入居する市民の生活基盤としての役割を果たしていることから、良質で快適な市営住宅の供給を推進していきます。

(エ) 数値目標(延床面積)

区分	現状値 2017(平成29) 年度末	実施計画策定前 2019(令和元) 年度末	目標値 2027(令和9) 年度末	第1期 縮減率
公営住宅	32,485.48 m ²	32,485.48 m ²	32,485.48 m ²	0%

(11) 公園

ア 公園

(ア) 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

公園施設の維持管理において注視すべき「安全性」「機能性」「経済性」の視点から、施設の老朽化進行に伴う影響を見据え、点検及び診断等を継続します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

「公園施設長寿命化計画」に基づいた各施設の計画的な点検及び診断等の結果により、維持管理・修繕・更新等を行うことで、トータルコストの縮減・費用の平準化に努めます。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等の結果、危険性が高いと認められた公園施設等については、優先的に修繕・改築・更新等の維持管理を行います。

【長寿命化の実施方針】

予防保全的観点から、平成 26 年度から 10 年間を計画期間とし、修繕・改築・更新等の維持管理の基本的な考え方を定めた「公園施設長寿命化計画」により、公園施設の長寿命化を図ります。

【統合や廃止の推進方針】

公園施設の利用状況や老朽化の状況等により、その必要性を判断した上で、統合や廃止について検討します。

(イ) 現状と課題

本市の公園は、市民の利用に供する身近なものから広域的なものまで様々な規模、種類があり、51 か所の公園等に四阿やトイレなどの施設が整備されています。昭和 40 年代から昭和 60 年代にかけて整備された施設も存続しており、全体的に老朽化が進んでいるため、維持管理費用の増加が見込まれます。安心・安全な公園施設の確保に努め、点検調査と計画的な修繕・改築・更新等を実施しています。

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(m ²)
並木児童公園	2009(平成 21)年 3 月	38	新基準	25.54
駅前児童公園	2010(平成 22)年 7 月	31	新基準	158.40
八木原児童公園	2011(平成 23)年 3 月	38	新基準	8.64
金井児童公園	2003(平成 15)年 11 月	31	新基準	13.50
渋川屋上幼児遊園地	1972(昭和 47)年 4 月	31	未実施	8.00
有馬児童公園	2010(平成 22)年 3 月	38	新基準	9.70
金井本陣児童公園	1993(平成 5)年 3 月	15	新基準	8.00
金井住宅団地西児童公園	1981(昭和 56)年 12 月	10	—	1.70
金井住宅団地中央公園	1981(昭和 56)年 12 月	15	—	16.35
金井住宅団地東児童公園	1981(昭和 56)年 12 月	10	—	1.70

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(m ²)
御蔭公園	1993(平成5)年3月	15	新基準	8.00
芝中公園	1956(昭和31)年10月	15	新基準	20.00
東町公園	1987(昭和62)年3月	31	新基準	9.72
行幸田住宅団地公園	1987(昭和62)年3月	31	新基準	18.70
半田みなみはら公園	1992(平成4)年6月	38	新基準	20.25
祖母島公園	1992(平成4)年6月	31	新基準	15.00
金井青葉台団地公園	1993(平成5)年12月	10	—	2.60
金島ふれあい公園	1994(平成6)年3月	15	新基準	41.11
辰巳町公園	1995(平成7)年3月	15	新基準	23.36
金井青葉台第二団地公園	1996(平成8)年12月	15	新基準	3.64
小野池あじさい公園	1989(平成元)年3月	38	新基準	24.65
緑と水の公園	1984(昭和59)年10月	15	新基準	32.00
折原第2公園	1995(平成7)年4月	15	—	12.00
坂下北公園	2006(平成18)年7月	38	新基準	18.74
新町せせらぎ公園	2007(平成19)年3月	38	新基準	13.74
坂下南公園	2008(平成20)年11月	38	新基準	15.00
四ツ角みなみ公園	2011(平成23)年12月	15	新基準	16.30
四ツ角まんなか公園	2012(平成24)年3月	31	新基準	9.00
長峰公園	2006(平成18)年2月	15	—	35.00
花美日向青少年ひろば	2006(平成18)年2月	10	—	1.00
たちばなの郷公園	1992(平成4)年3月	38	新基準	29.27
利根川河川敷公園	2002(平成14)年3月	15	—	10.29
馬頭公園	2001(平成13)年3月	38	新基準	16.58
渋川駅前広場	2004(平成16)年10月	31	新基準	74.00
渋川駅東公園	1993(平成5)年3月	31	新基準	12.00
渋川駅北広場	1993(平成5)年3月	31	新基準	30.72
東町ふれあいパーク	2006(平成18)年2月	31	新基準	18.00
こもち加生桜並木	2006(平成18)年2月	15	—	10.00
浅田公園(北ポケットパーク)	2001(平成13)年12月	15	—	2.00
浅田公園(南ポケットパーク)	2001(平成13)年12月	10	—	4.00
浅田公園1	2002(平成14)年2月	15	—	10.00
浅田公園2	2002(平成14)年2月	34	新基準	6.00
こもち鯉沢リバーサイド広場	1999(平成11)年4月	15	—	3.00
六万農村公園	1994(平成6)年3月	17	新基準	35.24
西原公園	1976(昭和51)年1月	34	未実施	13.70
高源地ポケットパーク	2007(平成19)年4月	31	新基準	9.00

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(m ²)
赤城ふれあい公園	1996(平成8)年3月	38	新基準	60.44
中村緑地公園	1991(平成3)年4月	50	新基準	566.41
赤城健康公園	2003(平成15)年10月	15	新基準	27.57
溝呂木公園	2019(平成31)年4月	15	新基準	17.64
元町ふれあい公園	2020(令和2)年3月	31	新基準	29.50

(ウ) 今後の方針

公園は、市民の憩いの場であるとともに、緑化による大気浄化、災害時避難場所としての役割を有するなどの効果があります。四阿、トイレ等の建物は、公園に必要不可欠な施設であることから、利用者の安全を確保するため「公園施設長寿命化計画」に基づき、各施設の計画的な点検、修繕、更新等を行い施設の長寿命化を図ります。

(エ) 数値目標（延床面積）

区分	現状値 2017(平成29) 年度末	実施計画策定前 2019(令和元) 年度末	目標値 2027(令和9) 年度末	第1期 縮減率
公園	1,509.28 m ²	1,576.70 m ²	1,576.70 m ²	0%

(12) その他

ア その他

(ア) 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

供給処理施設は、ポンプ施設のための建物であり、市民の立ち入れない場所にある小規模で簡易な建物であることから、必要最小限の点検により管理することとします。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

公衆トイレは、犯罪防止のための配慮が必要な施設であるため、清潔保持とともに、利用者の安全確保に配慮した維持管理、修繕等を実施します。

【耐震化の実施方針】

供給処理施設は、市民の立ち入れない場所にある小規模で簡易な建物であることから、耐震化の対策は行わない予定です。

【統合や廃止の推進方針】

稼働している供給処理施設については、ポンプ施設を利用するために必要な建物であることから維持管理を継続します。行幸田宮ノ上深井戸は、現在利用していない施設であることから取り壊しを検討します。

その他、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。

(イ) 現状と課題

本市では、供給処理施設を4施設、公衆トイレを26施設、その他施設を26施設保有しています。

供給処理施設は、上越新幹線榛名トンネル掘削に伴う農業用水の濁水対策施設として、昭和54年及び昭和58年に作られたポンプ室です。施設の老朽化が進んでいるため、用水の安定供給に支障を来さぬよう維持管理を行っています。

公衆トイレは、一部の利用者による破損や汚損等への対策と、老朽化に伴う維持管理費の増加が今後の課題となります。

その他施設は、行政目的を終えた施設であり、利活用の検討のほか、老朽化した施設の処分を進めています。

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(m ²)
金井上ノ平深井戸ポンプ室	1983(昭和58)年3月	31	新基準	3.94
金井南平深井戸ポンプ室	1983(昭和58)年3月	31	新基準	9.00
川島第2調整池ポンプ室	1979(昭和54)年3月	31	未実施	11.80
行幸田宮ノ上深井戸ポンプ室	1983(昭和58)年3月	31	新基準	14.40
金島駅前公衆便所	2013(平成25)年4月	24	—	5.86
市有墓地トイレ	2003(平成15)年9月	15	新基準	19.80
神社下休憩所トイレ	2006(平成18)年2月	15	新基準	18.00

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(m ²)
神社境内トイレ	1990(平成2)年1月	15	新基準	10.80
文学の小径トイレ	1999(平成11)年1月	15	新基準	106.48
峠三差路トイレ	2014(平成26)年6月	15	新基準	5.24
湯元通りトイレ	1991(平成3)年1月	15	新基準	9.80
湯元源泉広場トイレ	2008(平成20)年3月	15	新基準	20.76
榛名口トイレ	2012(平成24)年2月	47	新基準	17.13
観山広場トイレ	2011(平成23)年7月	15	新基準	78.87
八千代橋トイレ	2007(平成19)年9月	15	新基準	8.69
小野上駅前公衆トイレ	1995(平成7)年3月	31	新基準	30.00
高才公衆トイレ	1996(平成8)年8月	15	新基準	19.87
前田向公衆便所	1987(昭和62)年4月	15	新基準	8.35
中井公衆便所	2001(平成13)年1月	15	新基準	8.40
子持山公衆トイレ	1991(平成3)年3月	15	新基準	19.87
白井下宿公衆便所	1999(平成11)年11月	15	新基準	12.27
白井中宿公衆便所	1990(平成2)年4月	15	新基準	20.00
北牧宿公衆便所	1998(平成10)年4月	15	新基準	8.06
さわやかトイレ・ピープル館	1998(平成10)年3月	15	新基準	82.96
敷島駅前公衆便所	2003(平成15)年3月	31	新基準	33.34
棚下不動の滝公衆便所	1999(平成11)年12月	15	新基準	17.46
津久田駅前公衆便所	2003(平成15)年10月	10	—	3.45
第二農産物直売所駐車場内 便所	1997(平成9)年10月	38	新基準	14.20
中之町トイレ	2019(令和元)年6月	15	新基準	10.35
八木原駅前トイレ	1921(大正10)年	15	未実施	13.08
旧赤城地区住民センター	1983(昭和58)年4月	22	新基準	89.00
旧茂沢事務所	1991(平成3)年3月	24	新基準	150.23
外野会館	1988(昭和63)年4月	38	新基準	231.94
旧複合福祉施設まつぼっくり	1972(昭和47)年3月	38	未実施	491.89
旧北橋プール (管理棟・更衣室・機械室)	1991(平成3)年3月	38	新基準	122.00
旧子育て支援センター	1970(昭和45)年4月	38	未実施	789.00
並木町住宅	不明	22	未実施	124.67
並木町倉庫	1984(昭和59)年3月	31	新基準	129.12
旧子持有線放送事務所(シル バー人材センター作業所)	1973(昭和48)年11月	50	未実施	183.20
旧金島公民館(旧教育研究所)	1926(大正15)年8月	22	未実施	371.00

施設名	建築年月	耐用年数	耐震化	延床面積(m ²)
旧伊香保町職員住宅	1991(平成3)年4月	22	新基準	185.50
旧小野上保健センター	1990(平成2)年2月	50	新基準	607.50
旧子持南幼稚園	1959(昭和34)年4月	47	未実施	1,022.28
旧三原田幼稚園	1975(昭和50)年4月	34	未実施	452.28
旧南雲小学校	1978(昭和53)年3月	47	実施済	3,088.00
旧棚下小学校	1945(昭和20)年10月	22	未実施	771.00
旧刀川小学校	1971(昭和46)年5月	47	実施済	3,461.00
旧上白井小学校	1980(昭和55)年3月	47	実施済	2,626.00
旧小野上中学校	1978(昭和53)年12月	47	実施済	2,915.00
旧マイクロ倉庫	1972(昭和47)年4月	31	未実施	34.44
車両タイヤ倉庫	1971(昭和46)年4月	34	未実施	49.57
旧温泉事業協同組合事務所	1971(昭和46)年4月	38	未実施	240.57
車輛管理事務所	1994(平成6)年3月	30	新基準	30.25
伊香保温泉バス案内所	2006(平成18)年4月	24	新基準	136.08
伊香保温泉バス待合所	2014(平成26)年3月	15	新基準	52.93
市営並木町駐車場	1972(昭和47)年3月	38	未実施	814.57

(ウ) 今後の方針

川島第2調整池ポンプ室は、川島第2調整池から第3調整池へ用水を送水するための施設です。送水先である川島第3調整池が地元用水組合の管理となったことから現在は稼働していませんが、今後利用する可能性もあるため維持管理を行いつつ、地元用水組合等への譲渡に向けた協議を進めていきます。

行幸田宮ノ上深井戸ポンプ室は、現在稼働していないポンプを保護する施設であるため、2027(令和9)年度を目途に廃止し、建物の取り壊しを行います。

前田向公衆便所は、耐用年数を大幅に超えており、現状では利用者が少ないことから費用対効果を勘案し、2027(令和9)年度を目途に統合・集約を行います。

旧複合福祉施設まつぼっくりは、民間事業所等への事業統合により2017(平成29)年度をもって施設を廃止しており、建物の建築から45年以上が経過し、老朽化が著しいことから、2024(令和6)年度までに建物の取り壊しを行います。

旧北橋プールは、地下水利用により運営コストの効率が良い市民プールが近場にあり、利用比率も市民プールと比較して極端に低いことから、2018(平成30)年度に施設を廃止しており、2021(令和3)年度を目途に建物の取り壊しを行います。

旧子育て支援センターは、現在の利用はなく、耐震化未対応で老朽化が進んでいることから、2021(令和3)年度を目途に建物の取り壊しを検討していきます。

並木町住宅は、著しく老朽化しており、耐震化未対応であることから、2027(令和9)年度を目途に現居住者と廃止を含めた協議を進めていきます。

旧子持有線放送事務所(シルバー人材センター作業所)は、子持行政センターの移転による周辺整備に伴い、2021(令和3)年度までに建物の取り壊しを行います。

旧伊香保町職員住宅は、現在の利用及び利活用の予定はなく、老朽化が進んでいるため、2021（令和3）年度を目途に建物の取り壊しを検討します。

旧三原田幼稚園は、文化財倉庫として使用しており、市内に点在している文化財資料を一箇所に集約管理する施設整備の検討を進め、2027（令和9）年度を目途に建物の取り壊しを行います。

旧棚下小学校は、主な施設の築年数が70年を超えており、耐震化未対応の状況であるため、2027（令和9）年度を目途に建物の取り壊しを検討します。




旧刀川小学校プール施設は、現在の利用及び利活用の予定はなく、耐震化未対応で老朽化が進んでいるため、2020（令和2）年度までに建物の取り壊しを行います。

（エ）数値目標（延床面積）

区分	現状値 2017(平成29) 年度末	実施計画策定前 2019(令和元) 年度末	目標値 2027(令和9) 年度末	第1期 縮減率
その他	23,583.43 m ²	19,811.25 m ²	16,569.16 m ²	13.75%

（オ）各施設の取組

施設名	取組	年度							
		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
川島第2調整池 ポンプ室	統合・集約 無償譲渡 (民営化)	→							
行幸田宮ノ上 深井戸ポンプ室	解体	→							
前田向公衆便所	統合・集約	→							
旧複合福祉施設 まつぼっくり	解体	→							
旧北橋プール	解体	→							
旧子育て支援セン ター	解体	→							
並木町住宅	解体	→							
旧子持有線放送事 務所(シルバー人材 センター作業所)	解体	→							
旧伊香保町 職員住宅	解体	→							

施設名	取組	年度							
		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
旧三原田幼稚園	統合・集約								
旧棚下小学校	解体								
旧刀川小学校 プール施設 (更衣室・機械室)	解体								

4 インフラ施設の施設類型別の取組

(1) 道路

ア 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

※「インフラ施設」ごとの現状と課題及び今後の方針と対比するため、平成26年度の策定時点における考え方を記述しています（以下「インフラ施設」ごとに同じ。農道、林道は策定時に記載なしのため除く）。

(ア) 市道

幹線道路との接続性や安全性の向上を図るため、道路改良や路面改修を推進します。

また、道路パトロールを強化し、道路状況の的確な把握に努め、事故防止への迅速な対応を図ります。併せて、道路の利用状況や劣化状況を踏まえ、安全に通行できる状態を維持するため、計画的な維持管理を行います。

(イ) 市道橋りょう

損傷や劣化の状況を把握し、適切な時期に的確な方法で処置を行うため、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、従来の「対症療法型」の維持管理手法から脱却し、中長期的な目標設定型の計画的な「維持管理体制手法」への移行を図り、戦略的な維持管理を推進します。

イ 現状と課題

(ア) 市道

市内の道路の多くは、整備後数十年を経過しており、今後ますます道路舗装の劣化が進行していくことから、1級市道を中心に路面性状調査を実施し、舗装修繕の要否の判定を行いました。

調査を実施した路線のうち、市民の利用頻度が高い6路線（下表参照）について、費用の平準化並びに道路の維持修繕の計画的な施工を目的とした「道路舗装維持修繕計画」を2017（平成29）年度に策定しました。

〈調査実施路線のうち市民の利用頻度が高い6路線〉

路線名	総延長(m)
市道駅前通り線	600
市道三国線	1,914
市道子持入口並木線	2,465
市道勝保沢線	3,119
市道敷島宮田線	2,382
市道下南室大門線	2,000
計	12,480

(イ) 市道橋りょう

点検費用や補修工事費の財源として社会資本整備総合交付金を利用していますが、永続的な維持管理が必要になることから、財政負担が課題となっています。

跨高速道路橋は、点検、工事の際に、高速道路の交通規制が必要であるため、東日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）との十分な協議が必要となります。

市が保有している道路及び市道橋りょうの状況は、次のとおりです。

〈市道〉

路線区分	路線数	延長(km)
1級市道	51	123.52
2級市道	84	135.28
その他路線	8,328	1,711.87
計	8,463	1,970.67

〈市道橋りょう〉

区分	橋りょう数
一般道路橋	626
跨高速道路橋	24
跨線橋	10
計	660

ウ 今後の方針

(ア) 市道

道路整備については、整備の必要性や整備内容を再検証し、優先度の高い路線から計画的に進めることにより、財政負担の平準化を図ります。

道路修繕については、「道路舗装維持修繕計画」に基づき、計画的な修繕工事に着手しています。本計画はおおむね10年に1度の更新が望ましいことから、次期計画策定のため、2025（令和7）年度から調査を実施する予定です。

その他路線は、路線数、延長が非常に多いため、そのほとんどが破損等の異常箇所の発見後に修繕対応を行っている状況です。道路の異常は交通事故の原因にもなり、市民の安全を損なう可能性があることから、定期的な道路パトロールを実施するとともに、道路の現況を把握できる体制の整備に取り組んでいきます。

(イ) 市道橋りょう

「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょうの長寿命化・修繕・架替えに係る費用の縮減・平準化と、道路橋としての安全性・利便性を確保するため、計画的な点検及び点検結果による適切な維持管理を行います。

(2) 上水道施設

ア 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

上水道施設については、施設の耐震性能の向上を図るとともに、安全な水質で安定的なサービスを提供できるよう、2012（平成24）年度に策定した「水道施設耐震化及び長寿命化整備実施計画」に基づき、補修、補強、更新を行い、施設機能を健全に維持します。

また、施設機能の健全性の維持と水道経営の健全性とを両立するため、対策を講じる施設の優先順位を明確にし、優先順位に沿った計画的な維持管理を行います。

イ 現状と課題

本市の水道施設数（水源含む）は、市内全体で202か所あり、最後に創設された水道施設でもすでに40年を経過しており、法定耐用年数（水道管路では40年、コンクリート構造物では60年）からみれば、水道施設大量更新の到来が危惧されています。

（ア）水道施設の地区別状況について

渋川地区は、水道施設（水源含む。以下、水道施設の地区別状況において同じ。）が69か所あり、阪ノ下浄水場及び金井浄水場の老朽化が進行しており、今後、耐震化や長寿命化が課題となっています。

伊香保地区は、水道施設が17か所あり、2016（平成28）年度に水質保全のためクリプトスポリジウム対策として紫外線装置を有する浄水施設を西沢配水池に設置しました。

小野上地区は、水道施設が32か所ありますが、小規模な施設が多く、施設運用と保守管理の効率化が課題となっています。

子持地区は、水道施設が23か所あり、子持浄水場の老朽化が進行しているほか、小規模な施設が多く、施設運用と保守管理の効率化が課題となっています。

赤城地区は、水道施設が44か所あり、旧簡易水道地区ごとに施設が分かれているとともに、小規模な施設が多く、施設運用と保守管理の効率化が課題となっています。

北橘地区は、水道施設が17か所あり、県央第2水道からの浄水受水と深井戸を水源としていますが、県央第2水道からの受水量増加による深井戸施設等の整理が今後の検討課題となっています。

市で保有している地区別の主な水道施設（長寿命化整備対象施設）は、次のとおりです。

地区名	施設数	貯水量(m ³)	主な水道施設
渋川	27	5,923	阪ノ下浄水場、金井浄水場、御蔭配水池、渋川高区配水池
伊香保	6	5,795	長峰浄水場、伊香保神社内配水池
小野上	8	985	村上浄水場、小野子配水場
子持	12	1,940	子持浄水場、中井配水場、吹屋配水場
赤城	15	3,852	大塚配水池、深山配水場、滝沢配水場、長井小川田配水池、見間入配水場
北橋	7	3,225	北橋赤城山配水池、横山配水池
計	75	21,720	

(イ) 水道管路について

耐用年数が40年を過ぎた老朽化した鑄鉄管及び石綿セメント管について、計画的に布設替えを実施しておりますが、事業完了までは多額の費用が見込まれます。

市の老朽鑄鉄管及び石綿セメント管の残管状況は、次のとおりです。

地区名	老朽鑄鉄管(m)	石綿セメント管(m)
渋川	14,466	40
伊香保	5,529	0
子持	0	840
赤城	0	350
計	19,995	1,230

ウ 今後の方針

安全で強靱な水道事業を継続するため、「未来へつながる安全で安心な信頼される水道」の推進を目的とした「新水道ビジョン（2018（平成30）年4月に策定）」に基づき、老朽施設及び老朽管の更新・整備を図ります。

また、2019（令和元）年度に策定した「アセットマネジメント」及び「水道事業経営戦略」に基づき、水道施設の維持・更新を行うとともに、水道事業資産の現況調査を実施しつつ、「水道施設耐震化及び長寿命化整備実施計画」の見直しを行いながら、老朽化した水道資産の更新だけではなく、漏水や自然災害などの対策を含めた経営戦略事業に取り組んでいきます。

(3) 下水道施設

ア 総合管理計画策定時の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

下水道施設については、公共用水域の水質保全と適切な維持管理による安定的なサービスを提供できるよう、「下水道施設長寿命化計画（2012（平成24）年度策定）」及び「農業集落排水施設最適整備構想（2011（平成23）年度策定）」に基づき、計画的な補修、補強、更新を行うとともに、処理施設の統廃合により、効率的な運営と施設機能の健全性を維持します。

また、資産の状況を的確に把握し、企業会計方式の経営により維持管理の健全化に努めます。

イ 現状と課題

公共下水道事業は、2008（平成20）年度に小野上地区、2012（平成24）年度に子持地区の整備が完了し、現在は渋川地区の整備を進めています。伊香保地区の物間沢水質管理センターは供用開始から50年以上経過し、老朽化が進んでいるため、2019（令和元）年度から更新工事を実施しています。公共下水道事業の汚水処理施設は老朽化が進んでいる施設が多く、維持管理費用が増加傾向にあります。

農業集落排水事業は、2017（平成29）年度で全地区の整備が完了しました。本市の農業集落排水事業の汚水処理施設は17か所と多く、供用開始後30年を迎える施設もあり、維持管理費用が増加傾向にあります。各施設とも更新時期（標準耐用年数50年）を迎えるまでには相当期間はありますが、人口減少に伴う長期的な視点から施設の統廃合を検討する必要があります。

コミュニティプラントは、住宅団地等に設置されているし尿と家庭雑排水を処理する施設ですが、老朽化が進んでおり、維持管理費用が増加傾向にあります。人口減少に伴う長期的な視点から公共下水道等への接続を検討する必要があります。

個別排水処理事業は、2018（平成30）年度から、市が新規に設置する合併処理浄化槽の事業を中止しており、現在は既設浄化槽の維持管理のみを行っています。経年による付帯設備の故障発生頻度が多くなっており、維持管理費用が増加傾向にあります。

また、使用者の節水意識や節水機器の普及などによる使用水量の低下に伴い、各施設等を運営するための費用を使用料だけで賄うことができない状況であります。

市で保有している下水道施設は、次のとおりです。

処理場名	供用開始年月	計画汚水量 (日平均) m ³ /日	計画処理人口 (人)
金井住宅団地汚水処理施設	1981（昭和56）年4月	950	1,900
行幸田住宅団地汚水処理施設	1986（昭和61）年7月	450	900
三原田住宅団地汚水処理施設	1976（昭和51）年1月	450	1,500
湯沢水質管理センター	1976（昭和51）年7月	3,116	6,520
物間沢水質管理センター	1966（昭和41）年9月	4,975	4,980
水沢水質管理センター	1994（平成6）年4月	157	3,080
小野上浄化センター	1999（平成11）年10月	596	2,625
鯉沢・吹屋原地区クリーンセンター	2006（平成18）年2月	820	2,000
祖母島農業集落排水処理施設	1997（平成9）年4月	176	650
川島農業集落排水処理施設	2011（平成23）年8月	327	1,210
白井・吹屋地区農業集落排水処理施設	1992（平成4）年10月	481	1,780
下中郷地区農業集落排水処理施設	1996（平成8）年3月	1,034	3,830
上中郷地区農業集落排水処理施設	1996（平成8）年3月	775	2,870
浅田地区農業集落排水処理施設	2000（平成12）年5月	108	400
北牧地区農業集落排水処理施設	2000（平成12）年5月	651	2,410
樽排水処理施設	1993（平成5）年10月	238	880
津久田排水処理施設	1996（平成8）年3月	1,139	4,220
勝保沢排水処理施設	1996（平成8）年10月	432	1,600
棚下排水処理施設	1999（平成11）年1月	92	340
溝呂木排水処理施設	2002（平成14）年12月	540	2,000
横野中央排水処理施設	2006（平成18）年11月	683	2,530
真壁排水処理施設	1990（平成2）年5月	540	2,000
小室排水処理施設	1993（平成5）年6月	340	1,260
箱田排水処理施設	1997（平成9）年6月	491	1,820
下小室排水処理施設	2000（平成12）年6月	599	2,220
計		20,160	55,525

ウ 今後の方針

公共下水道事業は、老朽化が進んでいる湯沢水質管理センターの更新計画を策定します。

また、2018（平成30）年度に策定した「渋川市物間沢水質管理センター他施設の再構築基本設計（ストックマネジメント計画）」に基づき、計画的な維持管理を行います。管路整備については、2028（令和10）年度の完了を目標として、渋川地区の整備の推進を図ります。

農業集落排水事業の汚水処理施設は、「農業集落排水施設最適整備構想」に基づき、計画的な修繕、更新を行います。

コミュニティプラントは、計画的な修繕・更新を行うとともに、汚水処理施設の統廃合により、効率的な運営と施設機能の健全性を維持します。2020(令和2)年度には、行幸田住宅団地を流域関連公共下水道へ接続する予定です。

個別排水処理事業は、定期的な保守点検・清掃（汚泥引き抜き）及び法定検査を受け適正な維持管理を行います。

また、将来的には下水道経営の健全化のため、使用者に合併処理浄化槽の譲渡等を検討します。

下水道施設の広域化・共同化については、県が策定する「広域化・共同化計画（2022（令和4）年度までに策定）」を踏まえた事業実施を検討します。

2020（令和2）年度から公営企業会計の導入を予定しており、資産の状況を的確に把握した維持管理を行い、財政の健全化に取り組みます。

（4）農道

ア 現状と課題

湯沢農道は、年2回程の除草管理を行っています。

子持農道は、2012（平成24）年度から市が農道保全対策として事業費の25%を負担し、県営農地整備事業により舗装補修や橋りょう補修等の整備を行ってきましたが、2017（平成29）年度で事業が完了したことにより、今後の適正管理について検討していく必要があります。

市内で保有している農道は、次のとおりです。

農道名	延長（m）	延長割合（%）
湯沢農道	233	4.19
子持農道	5,327	95.81
計	5,560	100.00

イ 今後の方針

湯沢農道は、今後は市道認定の方向で協議を行っていきます。

子持農道は、元は市道であり、県営農地整備事業を行うため農道として整備してきましたが、県から移管を受けた後、市道認定とする方向で協議を行っていきます。

(5) 林道

ア 現状と課題

(ア) 林道

市内の林道は、生活道路や林業施業として活用されていますが、森林や山岳部に位置することから、安全な通行を確保するため定期的なパトロールを行い、除草、落石処理、倒木処理、法面保護といった維持管理を行っています。

(イ) 林道橋りょう

安全な通行を確保するため、点検診断を5年ごとに行っています。

市の林道及び林道橋りょうの保有状況は、次のとおりです。

〈林道〉

地区名	路線数	延長 (m)
渋川	12	18,971
伊香保	11	13,518
小野上	8	23,677
子持	12	20,237
赤城	20	46,933
北橋	5	6,535
計	68	129,871

〈林道橋りょう〉

地区名	橋りょう数
伊香保	2
小野上	3
子持	9
赤城	5
計	19

イ 今後の方針

(ア) 林道

林業施業を主に、生活道路の利用や大型車が通行する路線もあることから利用状況や劣化状況を踏まえ、安全に通行できる状態を維持するため、計画的な修繕等を行います。

林業施業に支障が生じているものについては、拡幅を計画しています。

(イ) 林道橋りょう

2019（令和元）年度に策定した「林道施設長寿命化計画」に基づき、状況に応じた維持補修を行います。

また、定期的な点検結果に基づき、適宜計画の見直しを行います。

Ⅲ 進行管理

1 推進体制

施設類型別に位置づけた取組みを推進するため、関係する職員で構成する庁内委員会を定期的で開催し、全庁的な体制で取り組んでいきます。

また、公共施設マネジメント担当課と施設所管課とが相互に連携しながら、情報の一元管理を行い、実施計画を推進していきます。

2 PDCAサイクルの確立

実施計画で示した施設類型別の数値目標に向かってどの程度取組みが進められたか、庁内委員会等で毎年度実績を検証し進捗状況をチェックすることとします。

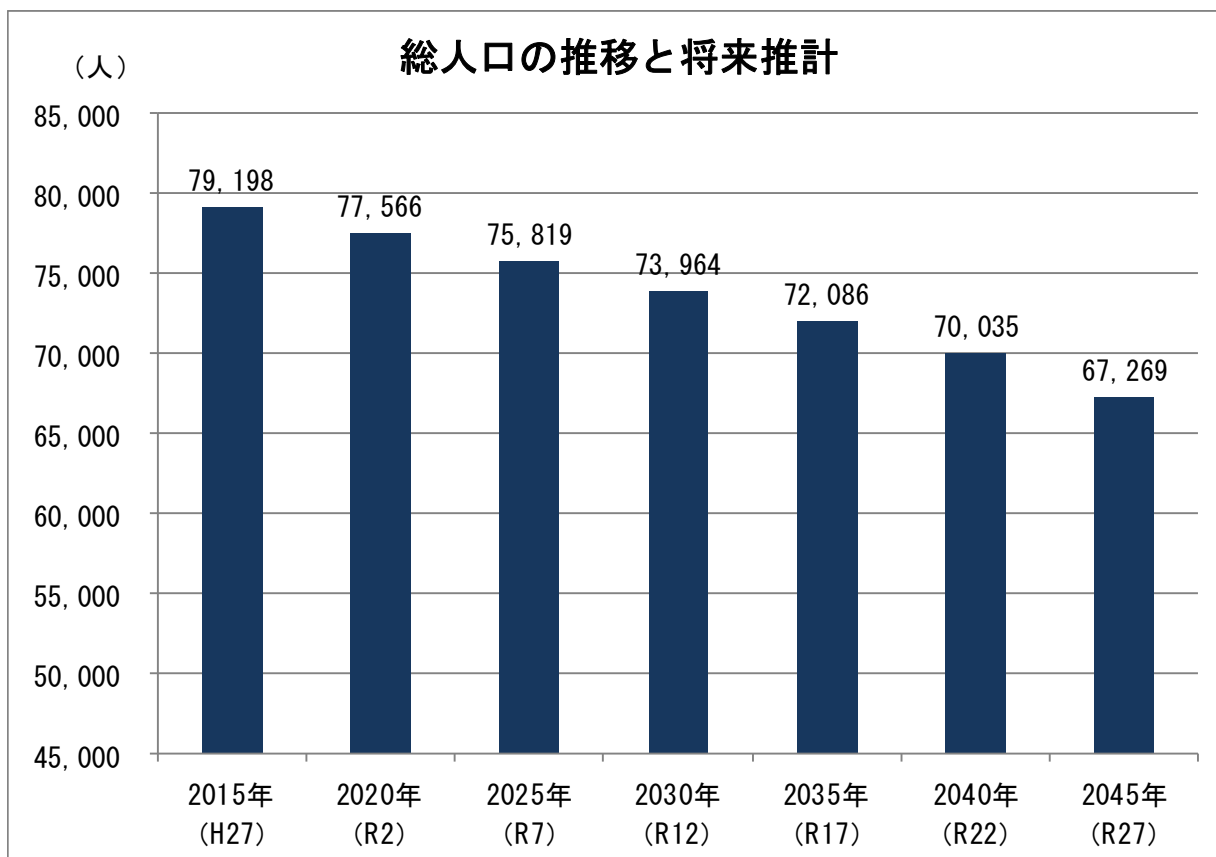
また、決算データ等に基づき施設カルテを毎年度更新し、市ホームページで公表します。

なお、総合管理計画のローリングについては、10年ごとの計画の見直しを基本としますが、社会経済情勢や市民ニーズの変化、制度変更、関連する計画等に変更が生じた場合には適宜見直しを行うこととします。

1 人口の状況

(1) 将来人口

本市の人口はすでに減少に転じており、渋川市人口ビジョン（2015（平成27）年推計）によると、2015（平成27）年の79,198人が2045（令和27）年には67,269人となり、30年間で15%以上減少することが予想されています。



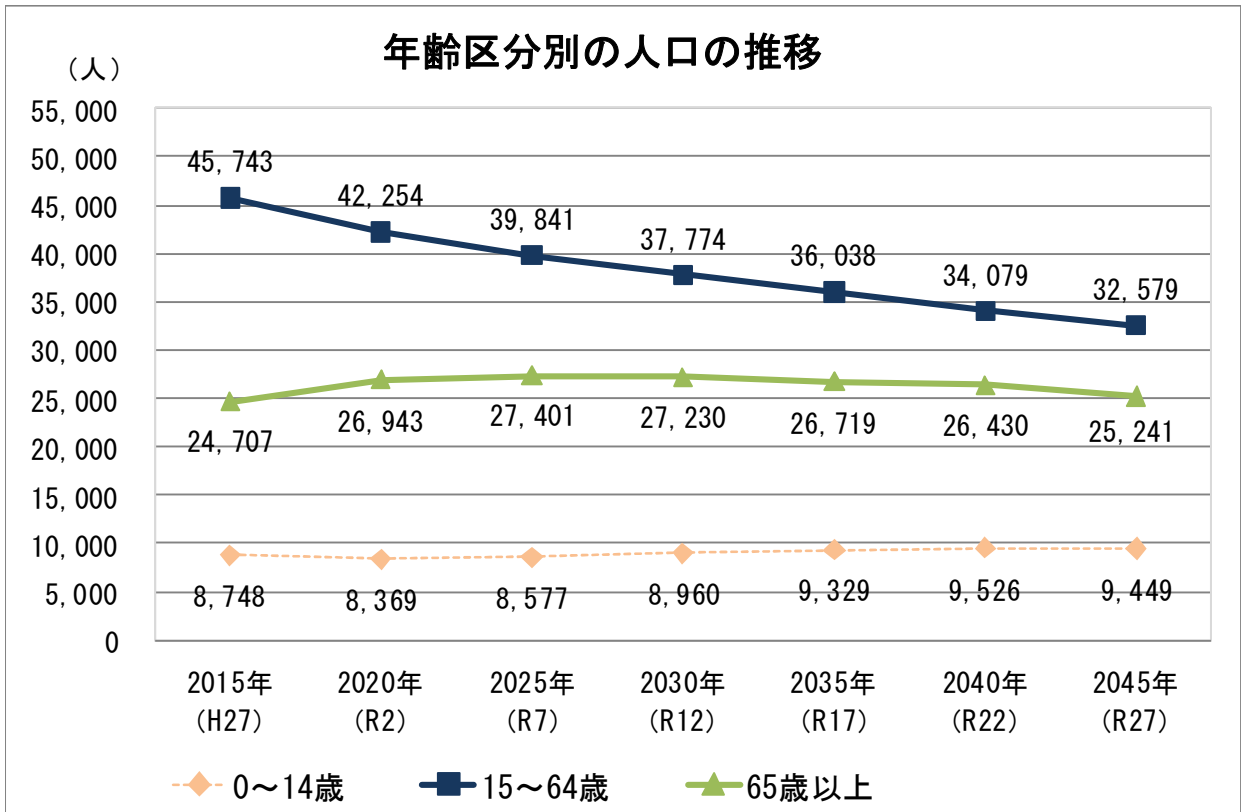
〈出典：渋川市人口ビジョン（2015年12月）〉

(2) 人口構成

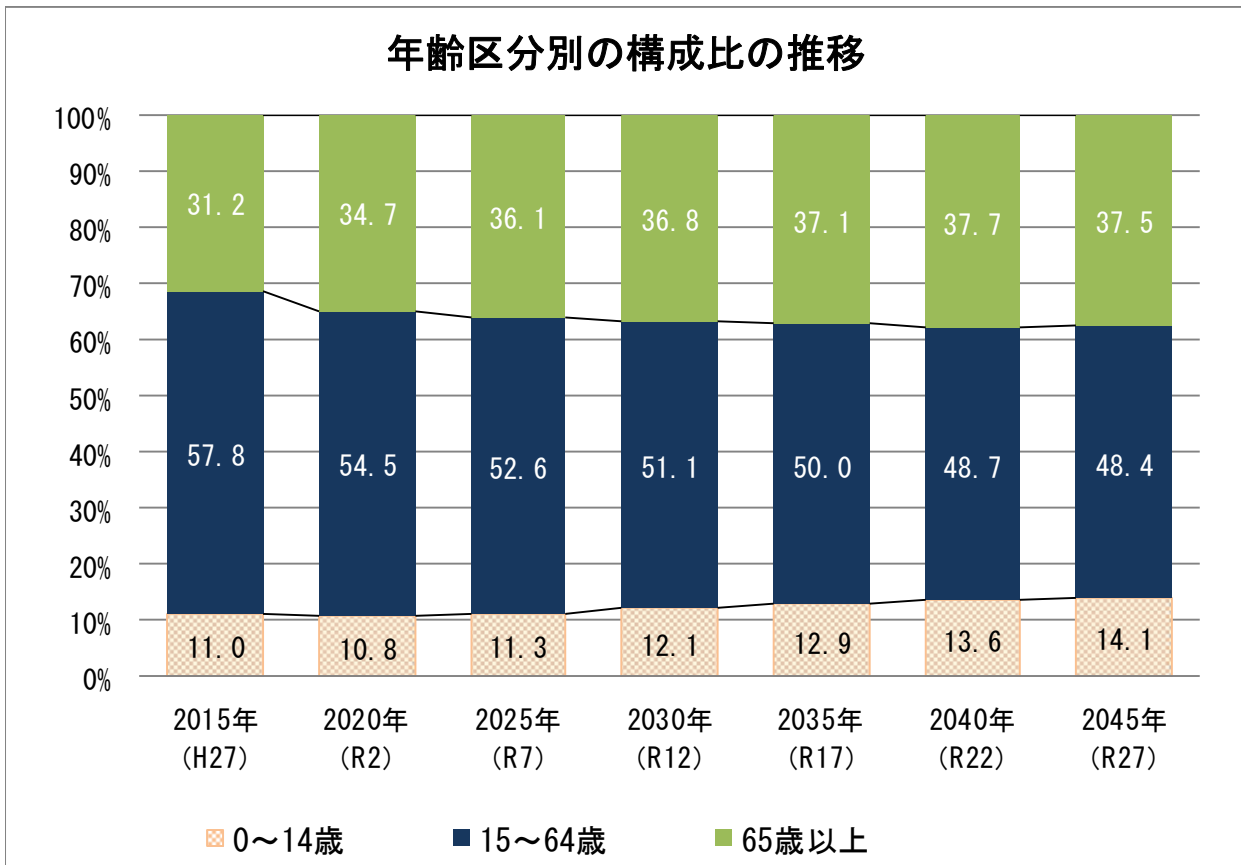
人口構成については、15歳から64歳の生産年齢人口が大幅に減少する一方で、0歳から14歳の年少人口は、2020（令和2）年まで緩やかに減少した後、徐々に増加に転じ、2040（令和22）年をピークに再び減少するとされています。

また、65歳以上の老年人口は、2025（令和7）年頃まで増加し、その後、徐々に減少することが予想されています。

年齢区分別の人口構成比では、65歳以上の高齢者が占める割合である高齢化率が、2015（平成27）年の31.2%から2045（令和27）年には37.5%まで上昇するほか、2015（平成27）年に57.8%ある生産年齢人口が、2045（令和27）年には48.4%まで減少し、50%を下回ることが予想されています。



〈出典：澁川市人口ビジョン（2015年12月）〉



〈出典：澁川市人口ビジョン（2015年12月）〉

2 財政推計

(1) 義務的経費等充当分を除いた一般財源額の見通し

この財政推計では、歳入のうち一般財源となる科目と、歳出のうち一般財源の充当が必要な義務的経費等（特別会計への繰出金等や広域組合への負担金を含む。）の10年間（平成30～令和9年度）の推計を行い、これらを差し引き、自由に使うことができる一般財源額を算出しています。

財政推計の結果、令和9年度における充当可能な一般財源額は50.5億円で、平成29年度決算額（80.0億円）の63%に縮減する見込みです（決算額ベースでは29.5億円の減）。縮減の主な要因としては、普通交付税の減収が挙げられます。合併後10年を迎えた平成28年度から一本算定となる令和3年度に向けて既に縮減が始まっていますが、縮減前の平成27年度の交付済額（95.3億円）と一本算定後の令和3年度の交付見込額を比較すると21.7億円減額となります。

また、合併特例事業債等を活用した大型事業の実施に伴い、公債費の支払いが多額になることが挙げられます。本市では、毎年度35億円を超過する公債費に、積み立てた減債基金を充当していく計画ですが、35億円分の公債費については、毎年度一般財源を充当して対応しなければなりません。

◆歳入（一般財源）

(百万円)

歳入科目	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
1市税	11,343	11,277	11,210	11,143	11,077	11,010	10,944	10,877	10,810	10,744
2地方譲与税	464	472	472	472	472	472	472	472	472	472
3各種交付金	1,717	1,736	2,020	2,147	2,087	2,087	2,087	2,087	2,087	2,087
4地方交付税	8,185	7,795	7,513	7,363	7,363	7,363	7,363	7,363	7,363	7,363
5臨時財政対策債	1,174	959	1,000	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
6基金繰入金	3,400	3,571	1,438	1,500	1,400	1,363	1,358	1,303	1,304	1,369
財政調整基金	1,178	2,400	1,438	1,500	1,400	1,300	1,200	1,100	1,000	1,000
減債基金	2,222	1,171	0	0	0	63	158	203	304	369
歳入合計	26,283	25,810	23,653	23,825	23,599	23,495	23,423	23,302	23,236	23,234

◆歳出（一般財源の充当が必要な義務的経費等）

(百万円)

歳出科目	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
1人件費	5,144	5,093	5,012	4,932	4,932	4,932	4,932	4,932	4,932	4,932
2扶助費	2,074	2,095	2,116	2,138	2,161	2,184	2,208	2,233	2,258	2,284
3公債費	5,721	4,658	3,378	3,323	3,485	3,563	3,659	3,704	3,805	3,870
一般会計分	4,745	4,658	3,378	3,323	3,485	3,563	3,659	3,704	3,805	3,870
病院事業債分	977	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4繰出金等	4,230	4,388	4,470	4,555	4,642	4,733	4,827	4,924	5,025	5,130
法非適用公営企業等	4,214	4,372	2,993	3,077	3,165	3,256	3,350	3,447	3,548	3,652
法適用公営企業	16	16	1,477	1,477	1,477	1,477	1,477	1,477	1,477	1,477
5広域組合負担金	1,820	1,855	1,935	1,970	1,970	1,970	1,970	1,970	1,970	1,970
歳出合計	18,990	18,090	16,911	16,918	17,190	17,382	17,596	17,762	17,990	18,185

◆差引額（義務的経費等へ充当した分を除いた一般財源額）

(百万円)

歳入－歳出	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
充当可能一般財源	7,293	7,720	6,742	6,908	6,409	6,113	5,828	5,539	5,246	5,049
H29決算対比	91%	96%	84%	86%	80%	76%	73%	69%	66%	63%

〔出典：浜川市財政運営方針（平成31年2月更新版）〕

さらには、社会保障給付費に相当する扶助費が年々増加する一方で、少子高齢化による生産年齢人口の減少により、市税の減収が見込まれ、自由に使える一般財源の確保がますます厳しくなる見込みです。

このように、本市の財政状況は年々厳しさを増していくため、一般財源の確保に向けては、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、事業の見直しを徹底して行うとともに、選択と集中による歳入身の丈にあった予算編成を行うことが必要となります。

○歳入推計の考え方

<p>1 市税 (1) 個人市民税 (2) 法人市民税 (3) 固定資産税及び その他税目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ H30 年度決算見込額を起点として生産年齢人口の減少を踏まえ、R12 年度で H27 年度対比 76% の減収を見込む。この減少率は、国立社会保障・人口問題研究所公表の将来推計人口の考え方に合わせている。 ・ H30 年度は決算見込額。以降、同額を据え置く。 ・ H30 年度は決算見込額。以降、同額を据え置く。
<p>2 地方譲与税</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ H30 年度は決算見込額。R1 年度は予算見込額とし、以降、同額を据え置く。
<p>3 各種交付金 (1) 地方消費税交付金 (2) 自動車取得税交付金 (3) その他交付金等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ H30 年度は決算見込額。消費税率 10% への引き上げを踏まえ、R1 年度は 14.4 億円、R2 年度 17.2 億円、R3 年度 18.4 億円、R4 年度 17.8 億円を見込み、以降、同額を据え置く。 ・ 消費税率 10% への引き上げが R1 年 10 月まで延期されたことに伴い、R1 年度の制度廃止までを見込む。 ・ H30 年度額は決算見込額とし、以降、同額を据え置く。
<p>4 地方交付税 (1) 普通交付税 (2) 特別交付税</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ H30 年度は決算見込額。H31～R3 年度までは総務省の「市町村の姿の変化に対応した交付税算定案」を基本として今後の交付額を推計。R3 年度の一本算定額は 66.6 億円と見込み、以降、同額を据え置く。 ・ H30 年度決算見込額の 7 億円で固定。
<p>5 臨時財政対策債</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ H30 年度は決算見込額。R1 年度は地方財政対策を踏まえた額。R2 年度は 10 億円で見込む。R3 年度以降は 12 億円を据え置く。臨時財政対策債は地方交付税の代替財源であるため、他の市債とは違って一般財源となる。
<p>6 基金繰入金 (1) 財政調整基金 (2) 減債基金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ H30 年度決算見込額 11.8 億円を踏まえ、以降、普通交付税の段階的な縮減を考慮し、R1 年度は 24 億円、R2 年度は 14.4 億円、一本算定となる R3 年度は 15 億円を見込む。R4 年度以降は、徹底的な歳出見直しにより毎年度 1 億円ずつ減額。R8 年度には 10 億円とし、それ以降は据え置く。 ・ 公債費のうち 35 億円を超える額について充当財源として繰入れを見込む。 ・ H30～R1 年度で行う繰上償還の財源として繰入れを見込む。 ・ H30～R1 年度の市債借入額が増加予定のため、R1 年度以降、10 億円の追加積立てを見込む。

〈出典：渋川市財政運営方針（平成 31 年 2 月更新版）〉

○歳出推計の考え方

1 人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・H29年度決算統計における職員一人当たり決算額に、H30～R3年度までは第3次定員管理適正化計画の目標人数を乗じる。推計額には再任用職員人件費見込みを加えている。R3年度以降は据え置く。
2 扶助費	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉費は、H29年度決算額を起点としてH26～28年度までの3か年の増加率で推計。老人福祉費、児童福祉費、衛生費及び教育費は、H29年度決算額と同額を据え置く。生活保護費は、H25～29年度の5か年の平均額で固定し、同額を据え置く。
3 公債費	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計で引き継いだ渋川総合病院の病院事業債未償還分は、H30年度に全て繰上償還済み。 ・R1年度は予算額で、定時償還分34.9億円に加え、「利率が1.9%以上の公的資金」の繰上償還額合計11.7億円を見込む。 ・R1年度以降は、起債見込額の元利償還金を推計し、既発債の元利償還額に加えている。 ・起債見込額は、R1年度は予算見込額でR2年度からは総合計画実施計画額に地域振興基金の追加積立など新たな要素を加えている。 ・R3年度以降は、臨時財政対策債12億円とその他の市債13億円（地域振興基金への積立分を除く。）の合計25億円を見込む。
4 繰出金等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金（療養給付費を含む。）はH29年度決算額をベースにH25～29年度の5か年の伸び率で推計。 ・下水道事業は、R1年度まで下水道課試算の推計額を使用し、法適化となるR2年度以降は、同額を据え置く。 ・その他の特別会計は、H29年度決算額と同額で固定。 ・繰出金等には、水道事業会計への簡易水道事業の元利償還額に係る補助金を含む（H29年度決算額で固定）。
5 広域組合負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・H30年度は決算見込額。R1～R3年度までは広域組合の事業計画を踏まえた負担金額を見込み、R4年度以降はR3年度と同額を据え置く。

〈出典：渋川市財政運営方針（平成31年2月更新版）〉

（2）一般財源額と第1期実施計画による縮減効果との対比

第1期実施計画期間（2020（令和2）年度から2027（令和9）年度）における充当可能な一般財源額の減少額は、前述の義務的経費等充当分を除いた一般財源額の差引額から、139億2千6百万円となります。

一方、第1期実施計画期間に基づく縮減見込額は、維持管理費用（平成29年度の施設カルテの収支結果）13億8千百万円及び将来発生すると考えられる一部施設の建替・改修費用146億4千4百万円（※注1）を合算した160億2千5百万円となります。

（※注1：解体費用は延床面積1㎡当たりの建築施工単価、更新・改修費用は一般財団法人地域総合整備財団が提供している公共施設等更新費用試算ソフトで採用されている1㎡当たりの更新・改修単価に基づき算出）